

横須賀市中小企業振興プラン（第2期）

（横須賀市中小企業振興基本条例に基づく実行計画）

計画期間：平成30年度（2018年度）～平成33年度（2021年度）

平成30年（2018年）2月

横須賀市 経済部

改定の趣旨

総務省「平成 26 年経済センサス-基礎調査」の結果では、本市の民営事業所数（農林漁業及び国・地方公共団体を除く）は 13,339、従業者 100 人未満の事業所の割合は 98.9%で、事業所のほとんどが中小企業といえます。

中小企業は、各産業において地域に密着した活動をしていて、域内の需要を充たす役割など地域経済循環の担い手として、本市の経済活動に大きな役割を果たしています。

このような状況の中、市内経済の継続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な発展を支援することが不可欠であるとの認識から、平成 23 年（2011 年）12 月 19 日に「横須賀市中小企業振興基本条例」を制定し、翌平成 24 年（2012 年）4 月 1 日から施行しています。

条例の目的は、中小企業の振興について、市、中小企業者、大企業者等の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することです。条例第 3 条では、「市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。」と規定していて、これに基づき、横須賀市中小企業振興プランを平成 25 年（2013 年）2 月に策定しました。

本計画を策定した当時、本市の経済は、平成 20 年（2008 年）9 月に発生した世界金融危機、いわゆる「リーマンショック」の影響を大きく受け、さらに東日本大震災の発生もあり、回復の兆しがみられない状況に置かれていました。

その後、本計画の計画期間である 5 年間の経過し、目標である中小企業の景気に対する実感を集計した中小企業景況感（DI 値）は全ての業種で改善し、雇用情勢も回復傾向にあります。しかしその一方では、景気回復基調に伴う求人数の増加や人口減少の影響による人手不足感の高まり、経営者・従業員の高齢化など新たな課題が生じており、また、事業者からは依然として厳しい経営環境にあるとの声もいただいています。加えて統計データの中には一部数値が悪化したものもあり、新たに時代のニーズにあった実効性のある取り組みが求められています。

こうした課題等に対応するため、このたび本計画の改定を行い、今後の取り組みの方向性や施策を新たに体系づけて示し、施策の充実を図ることとしました。なお、本計画を改定するにあたって、事業者アンケートを 2 回実施して、その結果を反映しています。

また、計画を実効性のあるものにするため、進捗状況や成果をはかるための具体的な目標として、事業者の景気に対する実感を集計した「中小企業景況感（DI 値）の向上」とし、進行管理指標は市内経済の変化が判断できるものを設定しました。

計画期間は、横須賀再興プランに合わせて 4 年間としていますが、目標や指標の状況を注視し、構成する事業等の見直しや改善を図り、中小企業の振興に努めていきます。

目 次

第 1 章	計画の位置付け・計画期間	1
1	計画の位置付け	1
2	計画期間と実績報告	1
第 2 章	統計データ等からみた市内経済の現状	2
1	本市の産業構造	2
	(1) 産業 3 部門別の民営事業所従業者数と構成比	
	(2) 「平成 26 年経済センサス-基礎調査」でみる本市の産業構造	
2	主要指標からみた横須賀市の現状	6
	(1) 人口	
	(2) 預金と貸出（市内の銀行等預金残高・貸出残高及び預貸率の推移）	
	(3) 住宅建設（新設住宅着工戸数の状況）	
	(4) 商業	
	(5) 工業	
	(6) 公共事業（市発注工事等の状況）	
	(7) 雇用情勢（横須賀公共職業安定所（ハローワーク横須賀）管内における求人の状況）	
	(8) 倒産（負債総額 1,000 万円以上の倒産の状況）	
	(9) 事業所の開業・廃業	
3	課税状況からみた横須賀市の現状	19
	(1) 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移	
	(2) 個人市民税納税義務者数及び 1 人当たり所得額の推移	
4	主な中小企業関連施策の実施状況	21
	(1) 横須賀市中小企業制度融資	
	(2) 工業振興（「ものづくり技術開発促進事業補助金」の活用実績）	
	(3) 創業支援の状況	
	(4) 経営革新の状況（中小企業庁 経営革新支援事業）	

第3章 中小企業の景況感と声	26
横須賀市中小企業景況レポート	
(1) 景況感 (DI 値)	
(2) 市に求められている施策	
第4章 中小企業を取り巻く課題	34
第5章 中小企業の振興に向けた取り組みの方向性と施策	36
第6章 計画の目標と進行管理指標	42
参考資料 横須賀市中小企業振興基本条例	44

第1章 計画の位置付け・計画期間

1 計画の位置付け

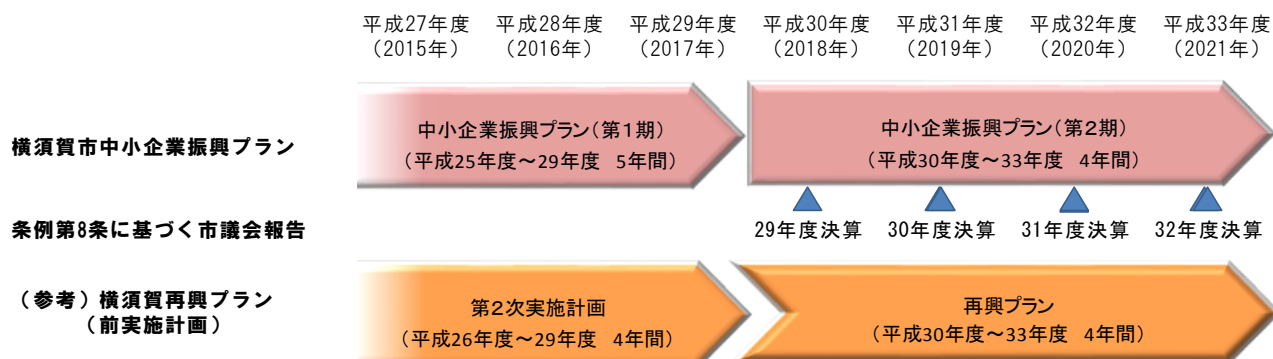
本計画は、「横須賀市中小企業振興基本条例」第3条第1項に基づき策定しています。

内容は、平成23年(2011年)2月に策定した「横須賀産業ビジョン2011」、それに基づく各実行計画との整合を図っています。

2 計画期間と実績報告

本計画は第2期にあたり、計画期間は、横須賀再興プランの計画期間と合わせ、平成30年度を初年度とする平成33年度までの4年間とします。

計画を構成する事業の実施状況については、条例第8条の規定に基づき、前計画同様に翌年度の決算時期に市議会に報告します。



第2章 統計データ等からみた市内経済の現状

1 本市の産業構造

(1) 産業3部門別の民営事業所従業者数と構成比

(「事業所・企業統計調査 平成3年」「平成21年経済センサス-基礎調査」「平成26年経済センサス-基礎調査」)

図表1のとおり、本市の民営事業所の従業者数を産業3部門別でみると、第二次産業の従業者の割合が減少し、第三次産業の割合が増加しています。それぞれの統計は調査方法に違いがあるため、単純な比較はできませんが、「平成26年経済センサス-基礎調査」の結果では全体の8割以上が第三次産業に従事しており、産業構造の変化がうかがえます。

また、全体の従業者数は、平成3年から26年の23年間で10,768人減少しています。

図表1 産業3部門別の民営事業所従業者数と構成比

	平成3年 (事業所・企業統計調査)		平成21年 (経済センサス基礎調査)		平成26年 (経済センサス基礎調査)	
	従業者数(人)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
第一次産業	266	0.2	592	0.4	320	0.3
第二次産業	44,238	32.5	26,867	20.5	22,691	18.1
第三次産業	91,461	67.3	103,762	79.1	102,186	81.6
計	135,965	100.00	131,221	100.00	125,197	100.00

総務省「事業所・企業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【経済センサス-基礎調査】(総務省HPから引用抜粋)

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従事者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査(基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査)。

平成21年に第1回調査を実施し、2回目に当たる平成26年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施しました。

(2) 「平成26年経済センサス-基礎調査」でみる本市の産業構造

①事業所・従業者数

「平成26年経済センサス-基礎調査」の結果では、市内の事業所(農林漁業及び国・地方公共団体の事業所を除く)は13,339事業所、従業者数は124,877人です(図表2、3参照)。

これを産業大分類別の構成でみると、「I卸売業、小売業」が3,157事業所(23.7%)、従業者26,510人(21.2%)で最も多くなっています。

また、「平成21年経済センサス-基礎調査」の結果と比較すると、ほとんどの業種で事業所数及び

従業者数が減少する中、「P 医療、福祉」では前回よりも事業所数が+225 事業所、従業者数が+5,239 人とそれぞれ増加しています（図表2、3参照）。

図表2 民営事業所数と構成比（農林漁業及び国・地方公共団体を除く）

業種	平成26年 (経済センサス基礎調査)		平成21年 (経済センサス基礎調査)		事業所数 増減
	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)	
全体 (農林漁業及び国・地方公共団体を除く)	13,339	100.0	14,593	100.0	△ 1,254
第二次産業					
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-
D 建設業	1,479	11.1	1,755	12.0	△ 276
E 製造業	516	3.9	554	3.8	△ 38
第三次産業					
F 電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.1	10	0.1	1
G 情報通信業	105	0.8	128	0.9	△ 23
H 運輸業、郵便業	226	1.7	272	1.9	△ 46
I 卸売業、小売業	3,157	23.7	3,605	24.7	△ 448
J 金融業、保険業	205	1.5	242	1.7	△ 37
K 不動産業、物品賃貸業	1,102	8.3	1,237	8.5	△ 135
L 学術研究、専門・技術サービス業	468	3.5	520	3.6	△ 52
M 宿泊業、飲食サービス業	2,085	15.6	2,340	16.0	△ 255
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,416	10.6	1,567	10.7	△ 151
O 教育、学習支援業	511	3.8	490	3.4	21
P 医療、福祉	1,318	9.9	1,093	7.5	225
Q 複合サービス事業	64	0.5	77	0.5	△ 13
R サービス業(他に分類されないもの)	676	5.1	703	4.8	△ 27

図表3 民営事業所従業者数と構成比（農林漁業及び国・地方公共団体を除く）

業種	平成26年 (経済センサス基礎調査)		平成21年 (経済センサス基礎調査)		従業者数 増減
	従業者数	構成比(%)	従業者数	構成比(%)	
全体 (農林漁業及び国・地方公共団体を除く)	124,877	100.0	130,629	100.0	△ 5,752
第二次産業					
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-
D 建設業	8,837	7.1	10,620	8.1	△ 1,783
E 製造業	13,854	11.1	16,247	12.4	△ 2,393
第三次産業					
F 電気・ガス・熱供給・水道業	303	0.2	412	0.3	△ 109
G 情報通信業	1,705	1.4	2,712	2.1	△ 1,007
H 運輸業, 郵便業	5,924	4.7	7,102	5.4	△ 1,178
I 卸売業, 小売業	26,510	21.2	28,411	21.7	△ 1,901
J 金融業, 保険業	2,841	2.3	3,149	2.4	△ 308
K 不動産業, 物品賃貸業	3,474	2.8	3,951	3.0	△ 477
L 学術研究, 専門・技術サービス業	6,211	5.0	5,126	3.9	1,085
M 宿泊業, 飲食サービス業	14,747	11.8	15,672	12.0	△ 925
N 生活関連サービス業, 娯楽業	6,670	5.3	7,819	6.0	△ 1,149
O 教育, 学習支援業	3,762	3.0	3,796	2.9	△ 34
P 医療, 福祉	23,045	18.5	17,806	13.6	5,239
Q 複合サービス事業	1,054	0.8	779	0.6	275
R サービス業(他に分類されないもの)	5,940	4.8	7,027	5.4	△ 1,087

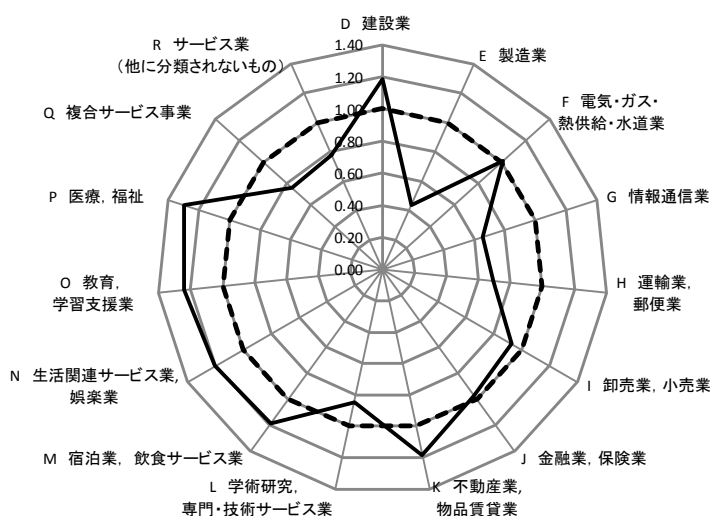
総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」をもとに作成（図表2、3）

②事業所特化係数

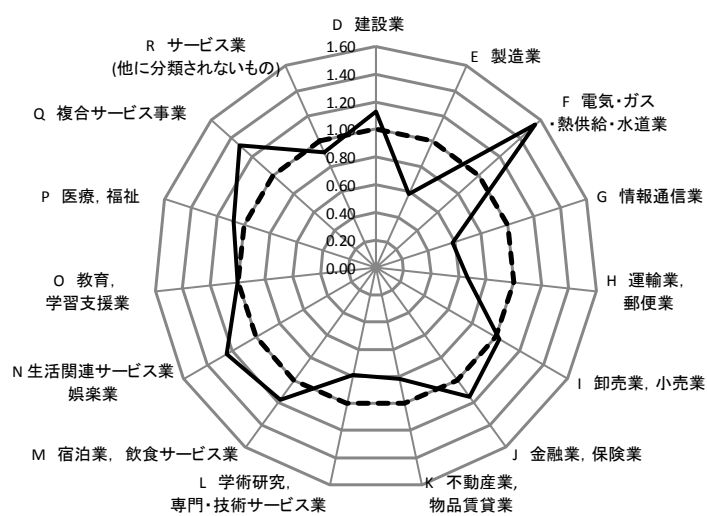
本市の産業構造の特徴を全国、神奈川県の実業所数の産業大分類別の構成比を1.0とする特化係数と比較してみると（図表4参照）、係数がいずれも1.0を超える業種は、「D建設業（1.19・1.13）」、「F電気・ガス・熱供給・水道業（1.01・1.55）」、「M宿泊業、飲食サービス業（1.19・1.17）」、「N生活関連サービス業、娯楽業（1.20・1.24）」、「O教育、学習支援業（1.24・1.00）」、「P医療、福祉（1.30・1.08）」で、建設業を除けば、個人向けサービスに関連する業種が多くなっています。

図表4 事業所数の特化係数（民営事業所（農林漁業及び国・地方公共団体を除く））

（全国=1.0）



（神奈川県=1.0）

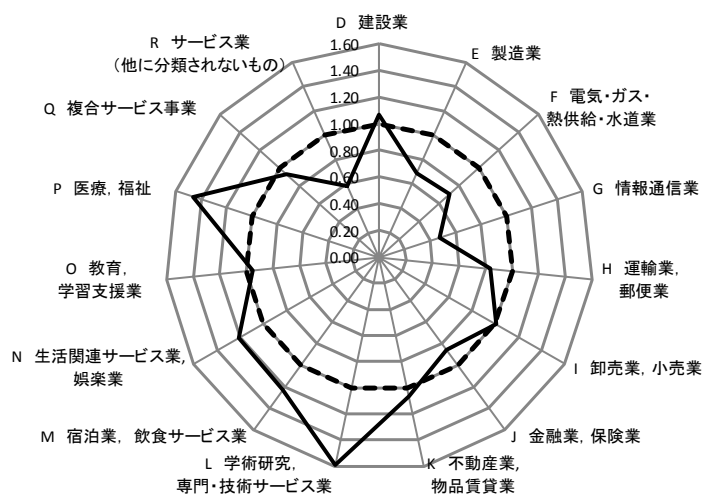


③従業者特化係数

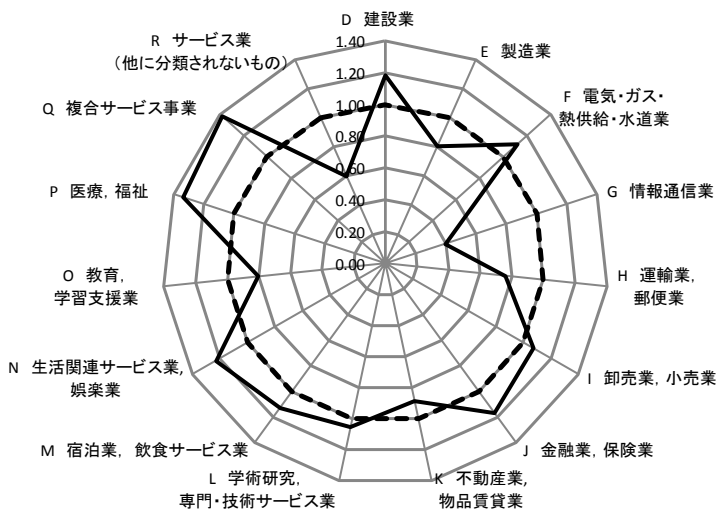
次に、②と同様に産業大分類別の従業者数の特化係数で本市の産業の特徴をみると（図表5参照）、係数がいずれも1.0を超える業種は、「D建設業（1.09・1.19）」「I卸売業、小売業（1.01・1.07）」「L学術研究、専門・技術サービス業（1.59・1.06）」「M宿泊業、飲食サービス業（1.23・1.13）」「N生活関連サービス業、娯楽業（1.21・1.23）」「P医療、福祉（1.46・1.34）」の6業種で、特に「P医療、福祉」の値が高くなっています。

図表5 従業者数の特化係数（民営事業所（農林漁業及び国・地方公共団体を除く））

（全国=1.0）



（神奈川県=1.0）



総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」をもとに作成（図表4、5）

データ・用語等の解説

【特化係数】

特化係数とは、ある項目の構成比が全体の同項目の構成比に比べ、高いか低いかをみるもので、ここでは市の産業大分類別の従業者、事業所数の構成比を全国・神奈川県との構成比と比べています。

特化係数が1.0を超えていれば、その産業の構成が、全国・神奈川県の水準を上回り、平均より事業者が多い状態とみることができます。

なお、本データで示した特化係数の算出にあたっての事業所数（母数）は、全産業から「A～B 農林水産業」「C 鉱業、採石業、砂利採取業」「公務（他に分類されないもの）」を除いて算出しています。

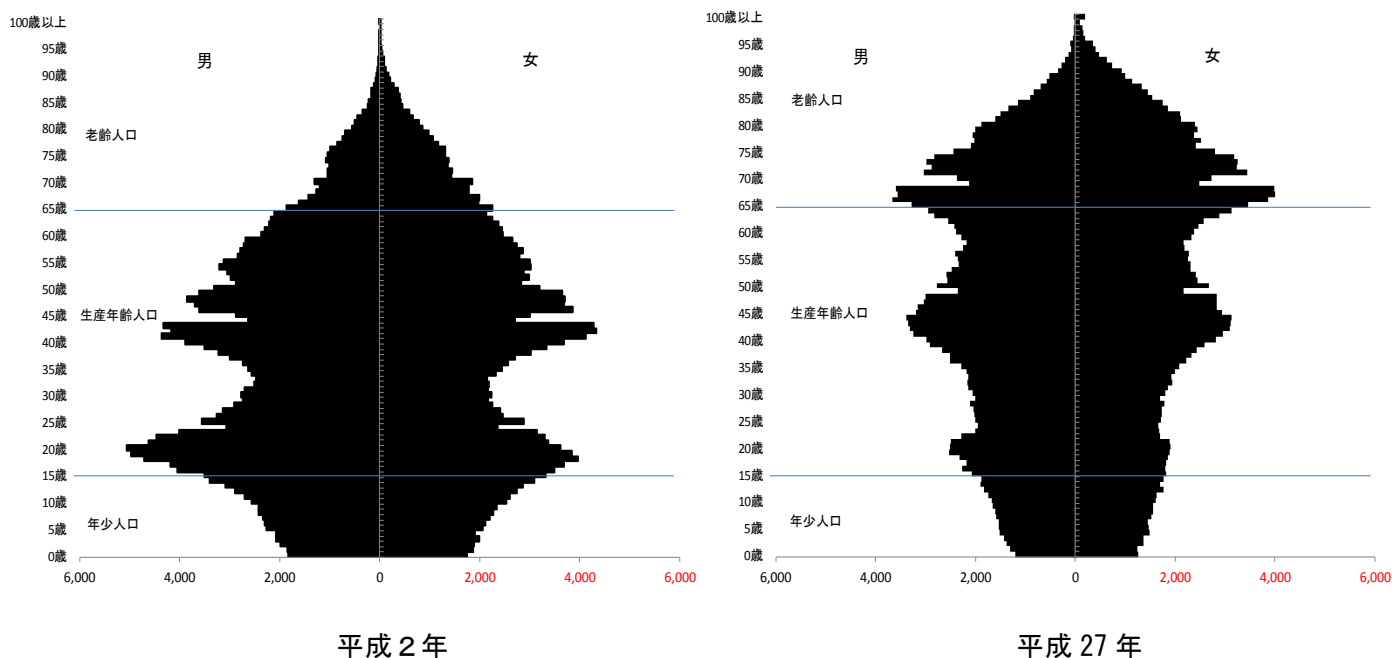
2 主要指標からみた横須賀市の現状

(1) 人口

① 域内人口（平成2年－平成27年国勢調査比較）

平成27年国勢調査における本市の人口は406,586人で、平成2年調査時との比較では、約27,000人減少しています。また、年齢構成についても、図表6のとおり大きく変化しており、少子・高齢化が進展していることがわかります。この傾向は今後も続くことが予測されます。

図表6 横須賀の人口構成比較（平成2年 - 27年 国勢調査）



総務省「国勢調査」をもとに作成

②労働力人口

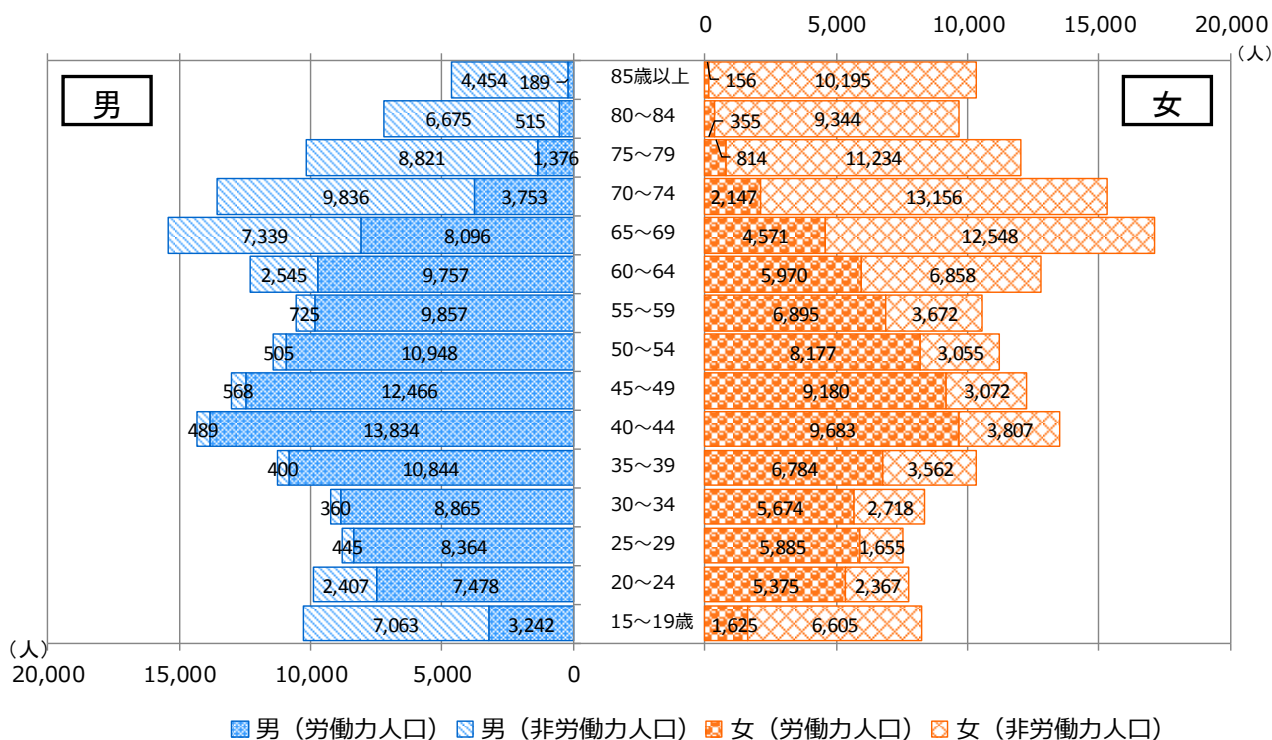
平成 27 年国勢調査における本市の 15 歳以上人口は 358,613 人で、そのうち就業者は 173,982 人、完全失業者は 8,893 人で両者を合わせた労働力人口は 182,875 人となっています。また、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力人口比率）は 51.0%、失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は 4.9%となっています（図表 7 参照）。

図表 7 横須賀の労働力人口（15 歳以上）

年齢別	人口※	労働力人口			非労働力人口	労働力人口比率(%)	失業率(%)
		総数	就業者	完全失業者			
15～19歳	20,545	4,867	4,694	173	13,668	23.7	3.6
20～24	20,085	12,853	12,032	821	4,774	64.0	6.4
25～29	18,869	14,249	13,339	910	2,100	75.5	6.4
30～34	20,228	14,539	13,662	877	3,078	71.9	6.0
35～39	24,549	17,628	16,752	876	3,962	71.8	5.0
40～44	31,390	23,517	22,450	1,067	4,296	74.9	4.5
45～49	28,348	21,646	20,713	933	3,640	76.4	4.3
50～54	24,891	19,125	18,375	750	3,560	76.8	3.9
55～59	22,674	16,752	16,075	677	4,397	73.9	4.0
60～64	26,569	15,727	14,941	786	9,403	59.2	5.0
65～69	34,030	12,667	12,059	608	19,887	37.2	4.8
70～74	29,936	5,900	5,622	278	22,992	19.7	4.7
75～79	23,181	2,190	2,097	93	20,055	9.4	4.2
80～84	17,685	870	840	30	16,019	4.9	3.4
85歳以上	15,633	345	331	14	14,649	2.2	4.1
合計	358,613	182,875	173,982	8,893	146,480	51.0	4.9

※人口には労働力状態「不詳」を含む。

図表 8 横須賀の労働力人口（15 歳以上、男女別）



総務省「国勢調査」をもとに作成（図表 7、8）

データ・用語等の解説

【労働力人口】

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

【完全失業者】

次の3つの条件を満たす者。

- ① 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）。
- ② 仕事があればすぐ就くことができる。
- ③ 調査週間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。

【非労働力人口】

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者（通学、家事、高齢者等で仕事を探していない者。）。

③年齢3区分人口

図表9は、年齢を3区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）に分けて、各構成比の推移を示したものです。働き手の中心となる生産年齢人口は平成12年まで7割程度を保持していましたが、その後、少子高齢化とともに減少し続け、平成27年には58.6%となりました。

また、図表10のとおり今後ますます働き手である生産年齢人口の減少が予想され、経営者の高齢化による事業承継問題や後継者不足も大きな課題です。

図表9 年齢3区分人口の推移

年次	人口総数※	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
平成2年	433,358	70,473	16.3	313,545	72.4	49,146	11.3
平成7年	432,193	61,165	14.2	310,247	71.8	60,725	14.1
平成12年	428,645	56,940	13.3	296,241	69.1	74,760	17.4
平成17年	426,178	55,085	12.9	281,732	66.1	89,292	21.0
平成22年	418,325	51,670	12.4	261,078	62.4	105,577	25.2
平成27年	406,586	46,530	11.4	238,148	58.6	120,465	29.6

※人口総数には「年齢不詳」を含む。

総務省「国勢調査」をもとに作成

図表10 将来人口の推移（本市独自の係数設定による推計）

年次	人口総数※	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
平成32年	392,093	41,569	10.6	227,371	58.0	123,153	31.4
平成37年	373,703	36,954	9.9	216,995	58.1	119,753	32.0
平成42年	353,295	32,956	9.3	203,886	57.7	116,453	33.0
平成47年	331,697	30,408	9.2	186,252	56.2	115,037	34.7

※四捨五入により、人口総数と各区分人口の計が一致しない場合がある。

「都市政策研究所資料」をもとに作成

図表 11 事業承継に対する経営者の認識

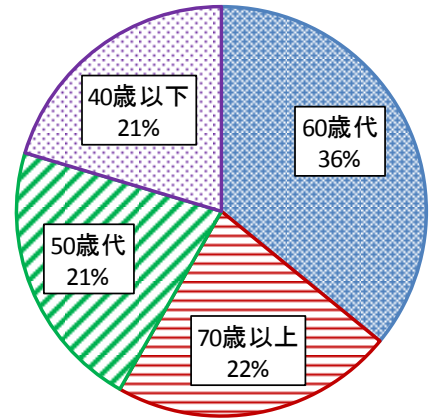
参考

-市内企業経営者の高齢化と事業承継に対する認識について-

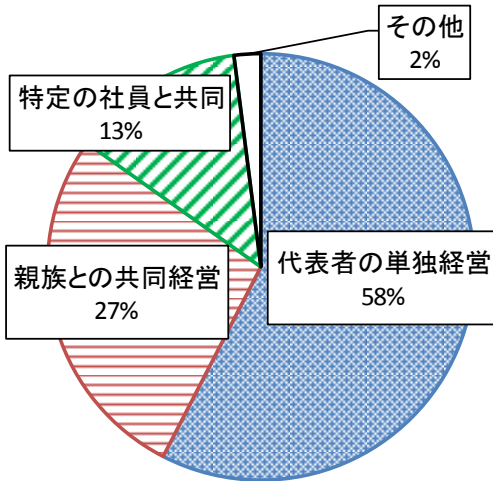
横須賀市中小企業景況リポート第12号（平成27年10月号）の発行にあたり、市内企業経営者に対して実施した上記に関するアンケート結果の一部を示したものです。

経営者の高齢化が進む中、約半数の企業で後継者が決まっておらず、また、承継に際しては事業の将来性への不安や顧客基盤の維持等が問題点として挙げられました。

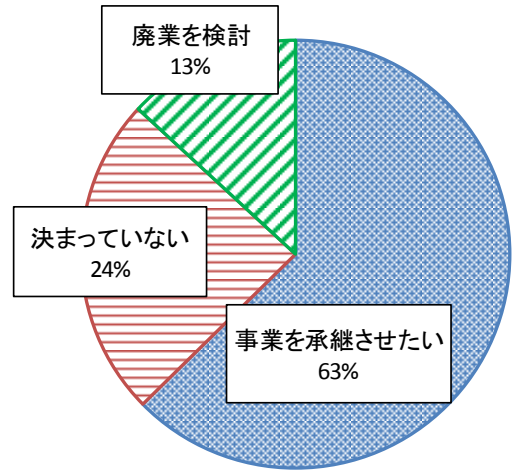
(1) 代表者の年齢



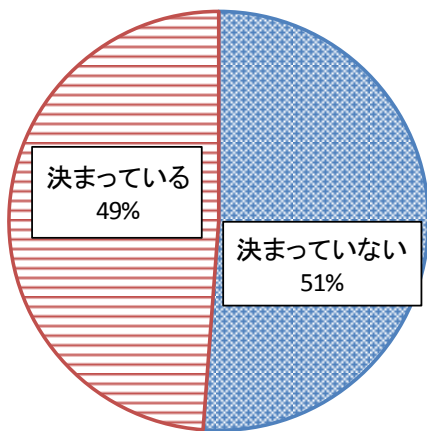
(2) 経営陣の構成



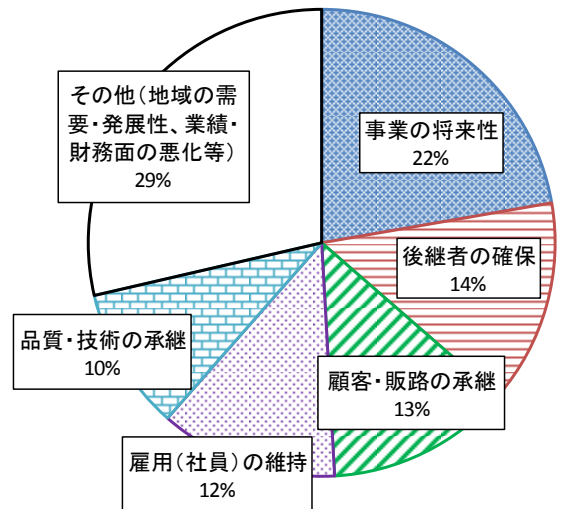
(3) 事業承継の意思



(4) 将来の事業承継者



(5) 事業承継上の問題点



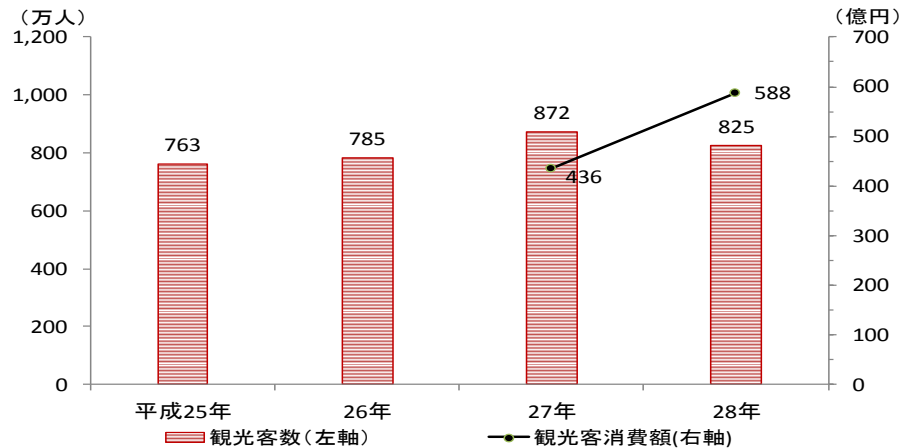
「横須賀市中小企業景況リポート第12号（平成27年10月号）」をもとに作成

④集客人口等

図表 12 は、平成 25 年から 28 年の「観光客数」及び「観光客消費額※」の推移を示したものです。平成 28 年は観光客数が前年より減少しましたが、消費額は約 150 億円の増となりました。

※観光客消費額は、「横須賀市観光立市推進アクションプラン（平成 29 年 2 月策定）」において、新たに用いた指標のため、平成 27 年から掲載しています。

図表 12 観光客数・観光客消費額の動向



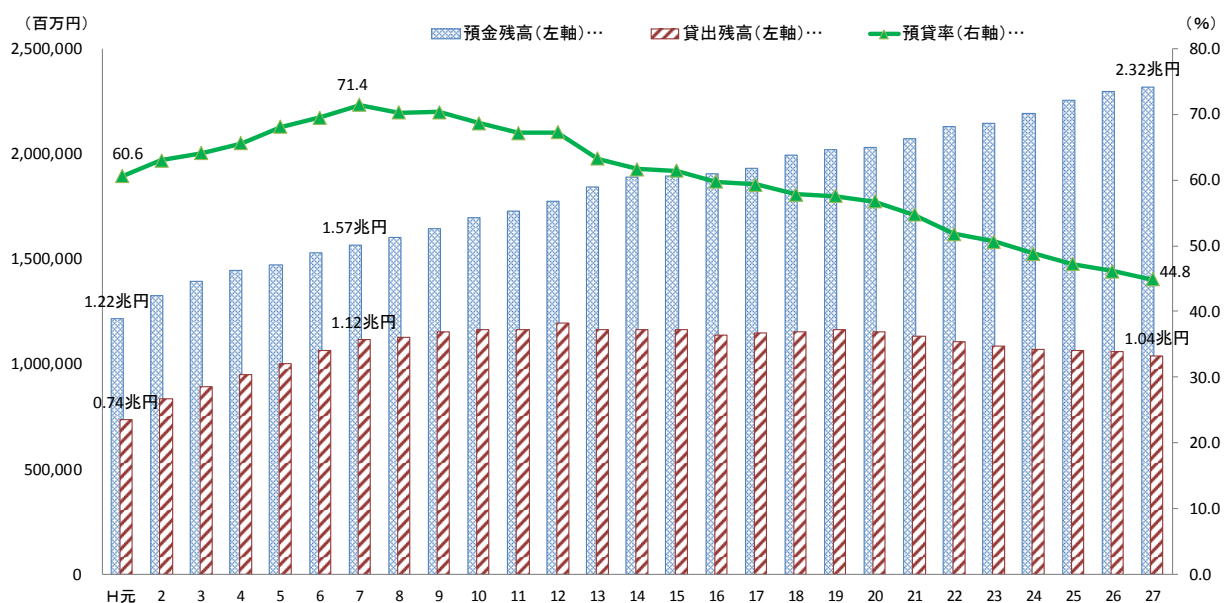
「経済部資料」をもとに作成

(2) 預金と貸出（市内の銀行等預金残高・貸出残高及び預貸率の推移）

図表 13 のとおり、市内の銀行等預金残高は、右肩上がりの上昇を続けています。直近の平成 27 年度の総額は、約 2.3 兆円で平成元年比約 1.90 倍です。一方、貸出残高は平成 9 年以降ほぼ横ばいで推移し、平成 22 年以降は減少傾向にあります。

なお、預金残高に対する貸出残高の割合を示す「預貸率」は、平成 7 年の 71.4% をピークに低下傾向が続いています。

図表 13 銀行等預金残高、貸出残高及び預貸率の推移



「横須賀市統計書」をもとに作成

データ・用語等の解説

【預金・貸出残高】

本市の公金取扱金融機関で、市内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、協同組合などの残高。ただし、ゆうちょ銀行の残高は含んでいません。

【預貸率】

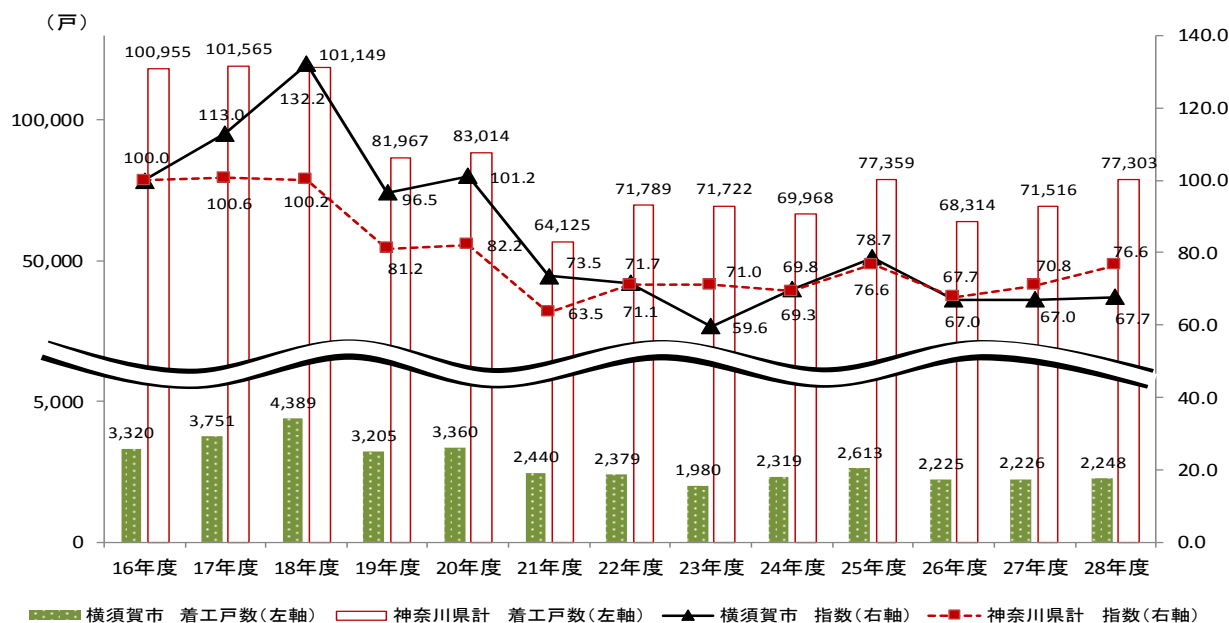
「貸出残高」/「預金残高」。金融機関における預貸活動の結果を示すデータ。地域で調達された資金がその地域でどの程度運用されたかを見るための参考となる指標です。預金や貸出金のすべてが地域内のものとは限りませんが、大方の傾向として見るすることができます。

(3) 住宅建設（新設住宅着工戸数の状況）

図表 14 は、横須賀市と神奈川県全体の新設住宅着工戸数と平成 16 年度の戸数を 100 とした指数で比較し、その推移を示したものです。市、県ともに、平成 19 年度に減少しています。これは、耐震強度偽装問題に伴う改正建築基準法の施行の影響によるものと考えられます。

さらに平成 21 年度に大きく落ち込み、本市においては平成 23 年度まで減少が続きました。これは、前年 9 月に発生したいわゆる「リーマンショック」による影響が大きいと考えられます。その後は、やや回復したものの、低い状況で推移しています。

図表 14 新設住宅着工戸数（年間）の推移（横須賀市・神奈川県）



国土交通省「建築着工統計調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【新設住宅着工戸数】

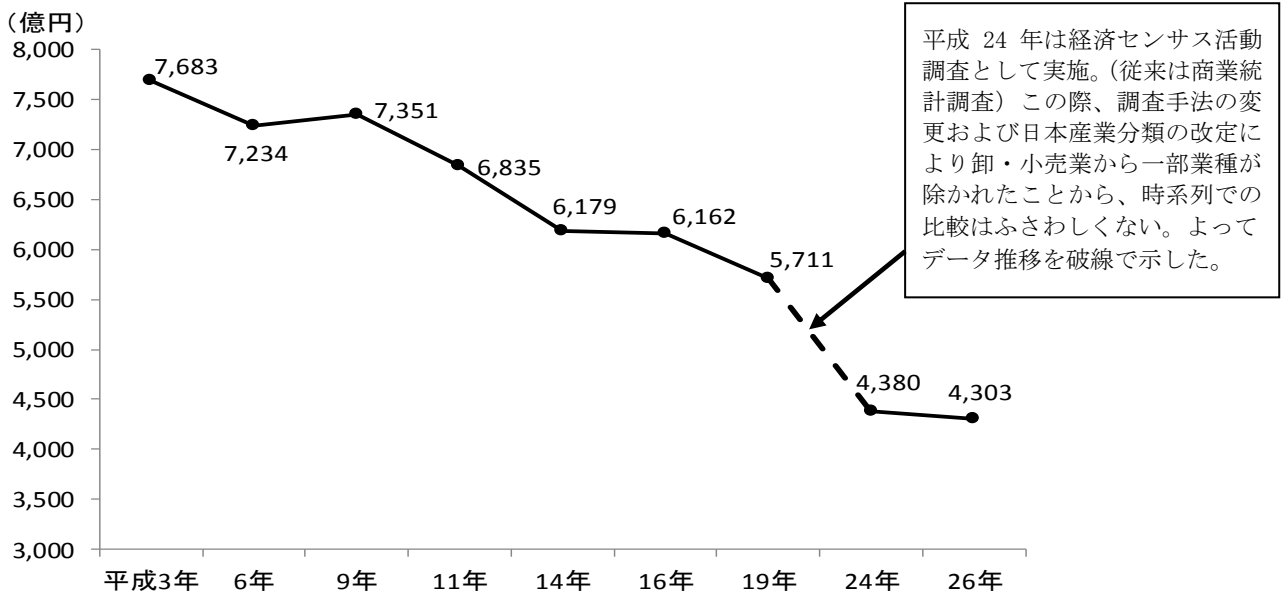
国の主要経済指標として用いられています。建築の需要に加えて、家具、家電類をはじめとした、日常生活に関わるさまざまな需要を生むことから波及効果が大きく、一般に経済状況をみるための重要な指標と考えられています。

(4) 商業

① -卸・小売業の年間商品販売額の推移-

図表 15 は、経済産業省「商業統計調査」等の平成 3 年調査以降の本市の卸・小売業の年間商品販売額の推移を示したものです。平成 3 年と 19 年との比較では、約 2,000 億円減少し、その後も調査手法が変わったこと等により単純に比較はできませんが、景況レポートや商店街の景況感から減少傾向が続いていると思われます。

図表 15 卸・小売業の年間商品販売額の推移



経済産業省「商業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【商業統計調査】(総務省および経済産業省 HP から引用抜粋)

国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施する調査で平成9年までは3年ごと、平成19年までは5年ごとに「本調査」を実施し、その中間年(本調査の2年後)には「簡易調査」を実施しておりました。

その後、「経済センサス」の創設に伴い、見直しが行われ、従前の商業統計調査(簡易調査)で把握すべき事項は「経済センサス-活動調査」で把握することとし、商業統計調査(本調査)は「経済センサス-活動調査」実施年の2年後に実施することとなりました。

なお、平成26年商業統計調査は「経済センサス-基礎調査」と一体的に実施しました。

【年間商品販売額】

各年4月1日から3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。地域の消費・購買活動の結果を示すもので、市内商業の状況を示す重要な指標です。

② -顧客吸引力指数等の推移-

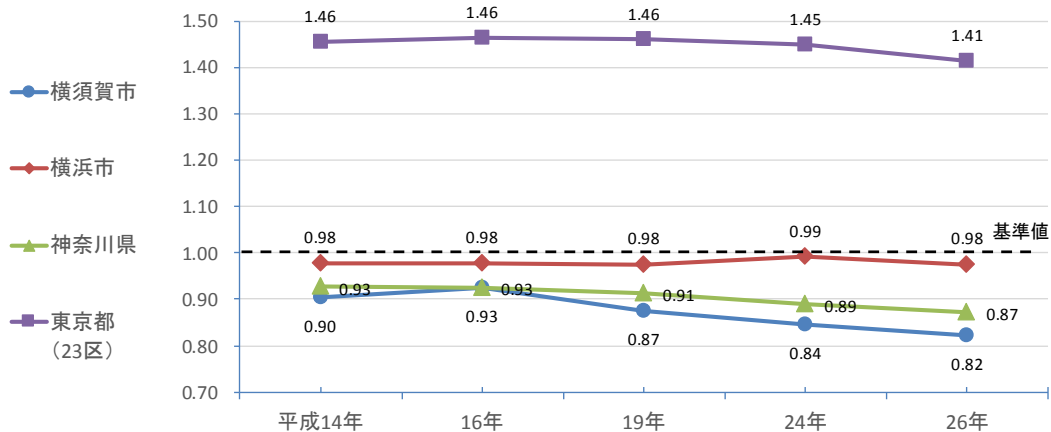
図表 16 は、平成 14 年以降の本市及び横浜市、神奈川県、東京都（23 区）の顧客吸引力指数等の推移を示したものです。本市の顧客吸引力指数は、平成 16 年以降減少傾向にあり、平成 26 年では「0.82」となっていて、本市の購買力が他都市に流出していることがうかがえます。

また、神奈川県及び横浜市も基準値となる「1.00」を下回っており、神奈川県内の購買力が東京に流出していることがわかります。

図表 16 顧客吸引力指数等の推移

		平成14年	16年	19年	24年	26年
横須賀市	人口(人)	430,679	430,670	423,516	415,259	408,112
	小売業事業所数	3,707	3,560	3,238	2,101	2,033
	顧客吸引力指数	0.90	0.93	0.87	0.84	0.82
横浜市	人口(人)	3,489,694	3,551,230	3,622,168	3,690,445	3,709,777
	小売業事業所数	22,859	22,004	20,398	13,657	14,217
	顧客吸引力指数	0.98	0.98	0.98	0.99	0.98
神奈川県	人口(人)	8,614,190	8,732,827	8,887,150	9,057,742	9,097,245
	小売業事業所数	61,940	59,776	54,892	36,926	37,703
	顧客吸引力指数	0.93	0.93	0.91	0.89	0.87
東京都 (23区)	人口(人)	8,283,038	8,419,777	8,671,723	8,972,963	9,151,704
	小売業事業所数	90,772	86,682	77,302	49,998	52,011
	顧客吸引力指数	1.46	1.46	1.46	1.45	1.41

顧客吸引力指数の推移



総務省「国勢調査」 経済産業省「商業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【顧客吸引力指数】

各都市の人口 1 人あたりの小売業販売額を全国の人口 1 人あたりの小売業販売額で除したもの。

都市の購買力（買物客を引き付ける力）を表す指標で、指数が「1.00」以上の場合は、買物客を外部から引き付け、「1.00」未満の場合は、外部に流出しているとみることができます。

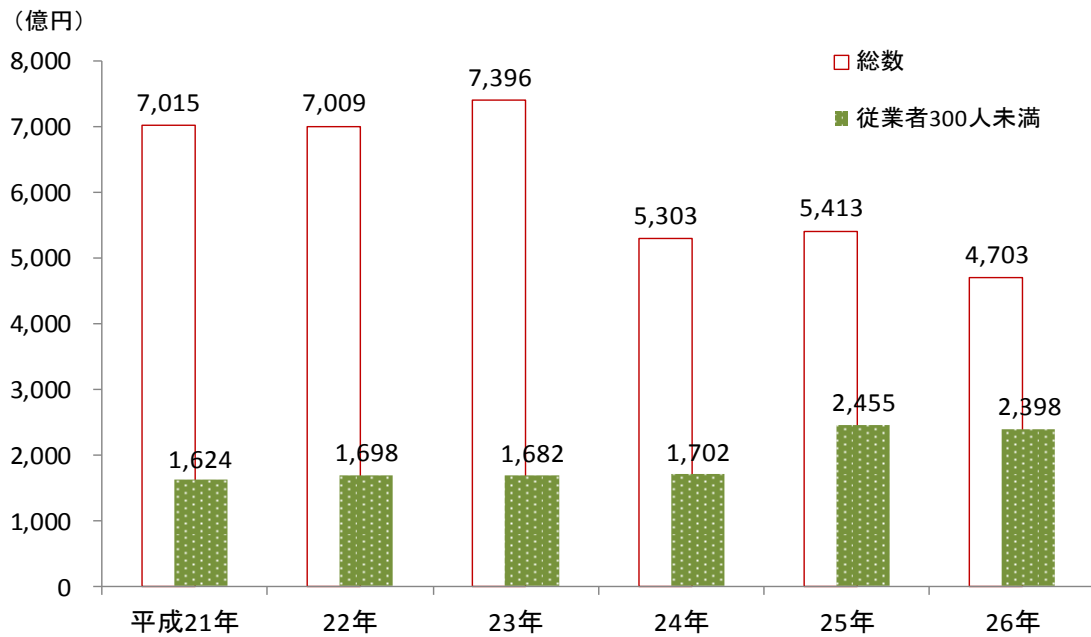
(5) 工業 -製造品出荷額等の推移-

図表 17 は、経済産業省「工業統計調査」における平成 21 年以降の本市の「製造品出荷額等」の推移を示したものです。

平成 21 年に約 7,000 億円あった出荷額等は、平成 26 年には 3 割以上も減少し、約 4,700 億円となりました。

ただし、中小企業の大部分を占める従業員 300 人未満の事業所（平成 26 年では 96%を占める）についても同様にみると、約 1,600 億円から約 2,400 億円に増加しています。

図表 17 製造品出荷額等の推移（総数及び従業員 300 人未満の事業所）



経済産業省「工業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【工業統計調査】（経済産業省 HP から引用抜粋）

我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした調査です。対象は、日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業員 3 人以下の事業所を除く）で、調査は原則毎年行われます。

※平成 27 年は「平成 28 年経済センサス-活動調査」の実施に伴い、国が調査を中止。

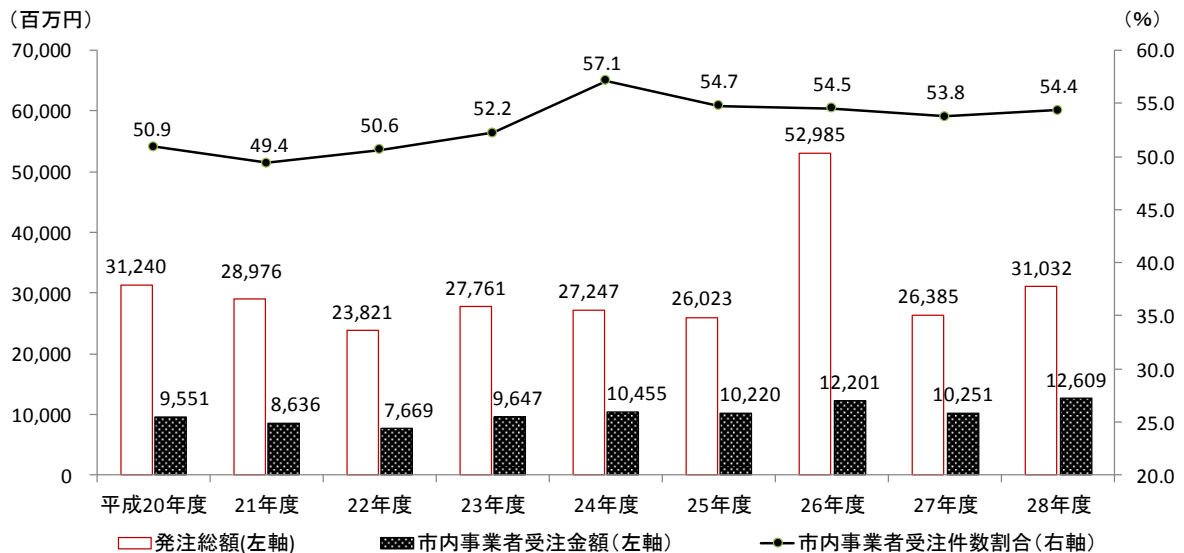
【製造品出荷額等】

1 年間（1～12 月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。主要経済指標として位置付けられています。

(6) 公共事業（市発注工事等の状況）

図表 18 は、市発注の工事等（委託・物件を含む）の発注総額、その内の市内事業者の受注額、受注件数割合の推移を示したものです。平成 20 年度以降、発注総額に増減がみられるなか、市内事業者の受注金額、受注件数割合は一定の水準が維持されています。

図表 18 市発注工事等の発注総額と市内事業者の受注額、受注件数割合の推移



「財政部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【入札制度改正】

本市では、平成 21 年 7 月に緊急経済対策として、入札制度における地域経済の活性化の対応に取り組みました。以降、緊急経済対策の追加措置等、必要に応じて入札制度の改正を進めています。また、平成 23 年 4 月には市内事業者の受注機会拡大、市内経済の活性化を推進するために 4 つの取り組みを柱とする入札制度等の大掛かりな運用改正を行いました。改正の柱は①「市内・準市内事業者の発注拡大」②「準市内事業者となる要件の拡大」③「大型工事等の発注方法の変更」④「市内事業者の優遇制度を継続・促進」で、特に②準市内事業者となる要件の拡大にあたっては、県内で初めて所在地条件のほか市民雇用・障がい者雇用を採用しています。

(7) 雇用情勢（横須賀公共職業安定所（ハローワーク横須賀）管内における求人の状況）

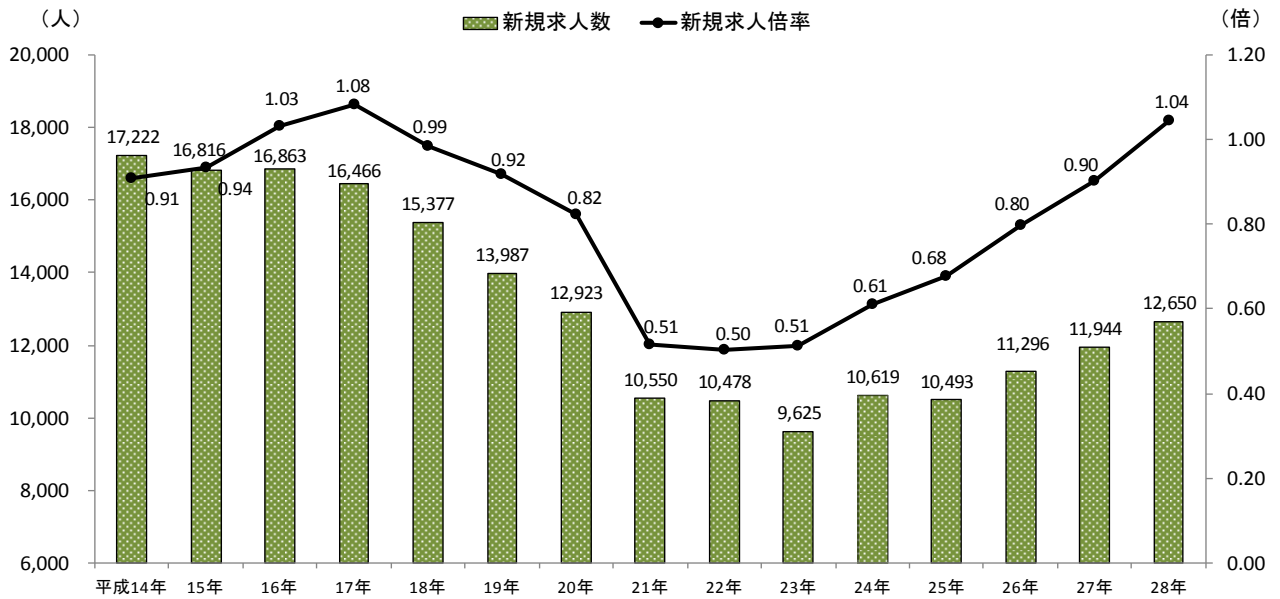
一般的に、企業が活動を拡大する局面では、必要な労働力を確保するため採用を増やすことから、新規求人数が増えることとなります。一方、活動の縮小、企業間競争が厳しい局面では、生産調整の中で新規の採用が抑制されることとなります。そのため、「新規求人数」「有効求人倍率」が経済の先行きを予測する先行指標の 1 つとして用いられます。

①新規求人数の推移（平成 14 年～平成 28 年）

図表 19 は、平成 14 年から 28 年間の横須賀公共職業安定所（以下、ハローワーク横須賀）管内の新規求人数及び新規求人倍率（共に年間）の推移を示したものです。新規求人数は平成 20 年以降、大きく落ち込んでいましたが、平成 25 年からは増加に転じました。また、新規求人倍率も上昇傾向

にあり、直近の平成 28 年は 11 年ぶりに 1.0 倍を超え、市内経済にとって良い傾向がうかがえます。

図表 19 新規求人数及び新規求人倍率の推移（ハローワーク横須賀管内）

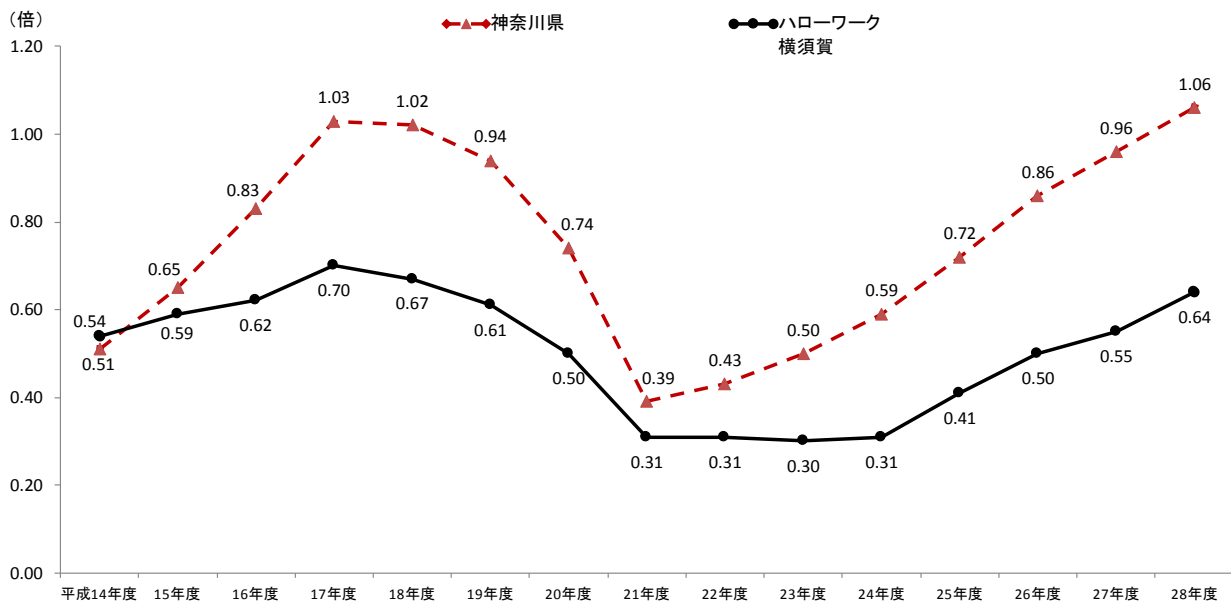


②有効求人倍率の推移（平成 14 年度～平成 28 年度）

図表 20 は、神奈川県全体及びハローワーク横須賀管内の年間の有効求人倍率の推移を示したものです。県、ハローワーク横須賀管内のいずれも、平成 17 年度をピークに減少傾向が続いていましたが、県は、平成 21 年度を、横須賀管内は平成 23 年度を底に回復傾向がみられます。

横須賀管内の有効求人倍率は、県と比較すると低い水準ですが、直近では 0.64 倍に上昇し、ピークであった平成 17 年度に迫る状況となっています。

図表 20 有効求人倍率の推移（神奈川県（全体）とハローワーク横須賀の比較）



「ハローワークだよりマンスリーよこすか」をもとに作成（図表 12、13）

データ・用語等の解説

【横須賀公共職業安定所の管轄区域】

横須賀市（追浜・田浦行政センター管内を除く）、三浦市

【新規求人数】

期間中に新たに申し込まれた求人数（採用予定人員）をいいます。

【新規求人倍率】

期間中に新たに求職（仕事探し）の申し込みをした者（新規求職者）の数に対する新規求人数の比率をいいます。

【有効求人倍率】

公共職業安定所（ハローワーク）に登録されている求職者数に対する求人数の比率です。倍率（結果の数字）が1を上回っていれば、少なくとも求職者1人に1つ以上の求人があります。1を下回っている場合には、求人が不足していることを意味します。

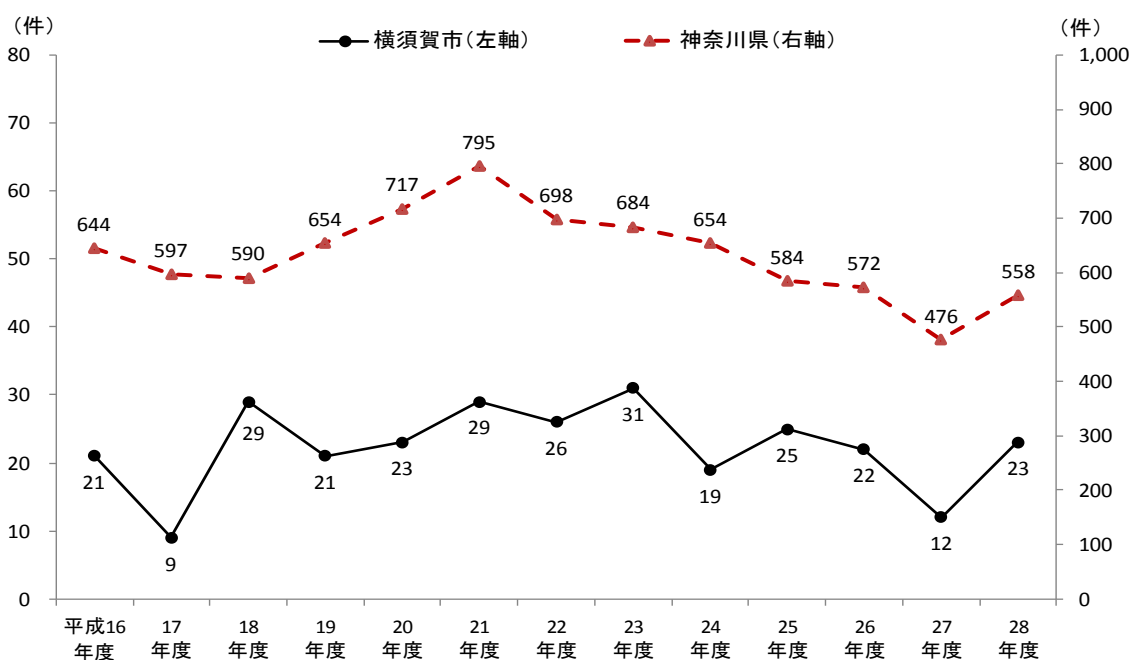
（8）倒産（負債総額1,000万円以上の倒産の状況）

図表21は、株式会社東京商工リサーチが発行する「TSR情報」をもとに、平成16年度から28年度までの市内及び神奈川県全体の倒産件数（負債総額1,000万円以上）の推移を示したものです。

県の倒産件数は、平成21年度をピークに減少傾向がみられます。一方、市内の倒産件数は増減を繰り返しながら推移しています。

なお、この間の市内の倒産件数290件のうち、情報として業種記載のある132件でみると、建設業が5割以上を占めている状況です。

図表21 倒産件数（年間）の推移（横須賀市・神奈川県比較）



株式会社東京商工リサーチ「TSR情報」をもとに作成

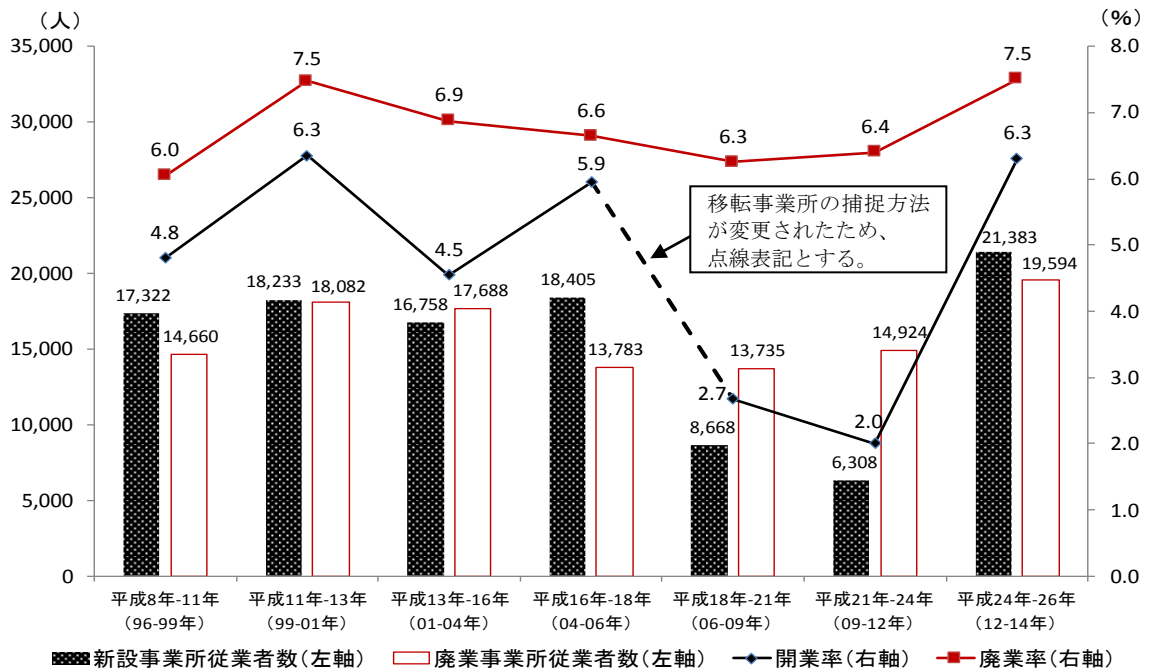
(9) 事業所の開業・廃業

図表 22 は、市内事業所の開業及び廃業の状況、事業所の新設・廃業による従業者数の推移を示したものです。

期間中、開業率が廃業率を上回ることとはなく、直近の平成 24 年 - 26 年の開業率は 6.3%、廃業率が 7.5% でややかい離が生じています。

ただし、平成 24 年 - 26 年の新設事業所従業者数は 21,383 人で、廃業事業所従業者数の 19,594 人を上回っています。

図表 22 事業所の開・廃業率及び新設・廃業事業所従業者数の推移



総務省「事業所・企業統計調査」「経済センサス-基礎調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに作成
開業・廃業率の算出方法は、中小企業庁「中小企業白書 2016 年版 付属統計資料 4 表」に基づくもの

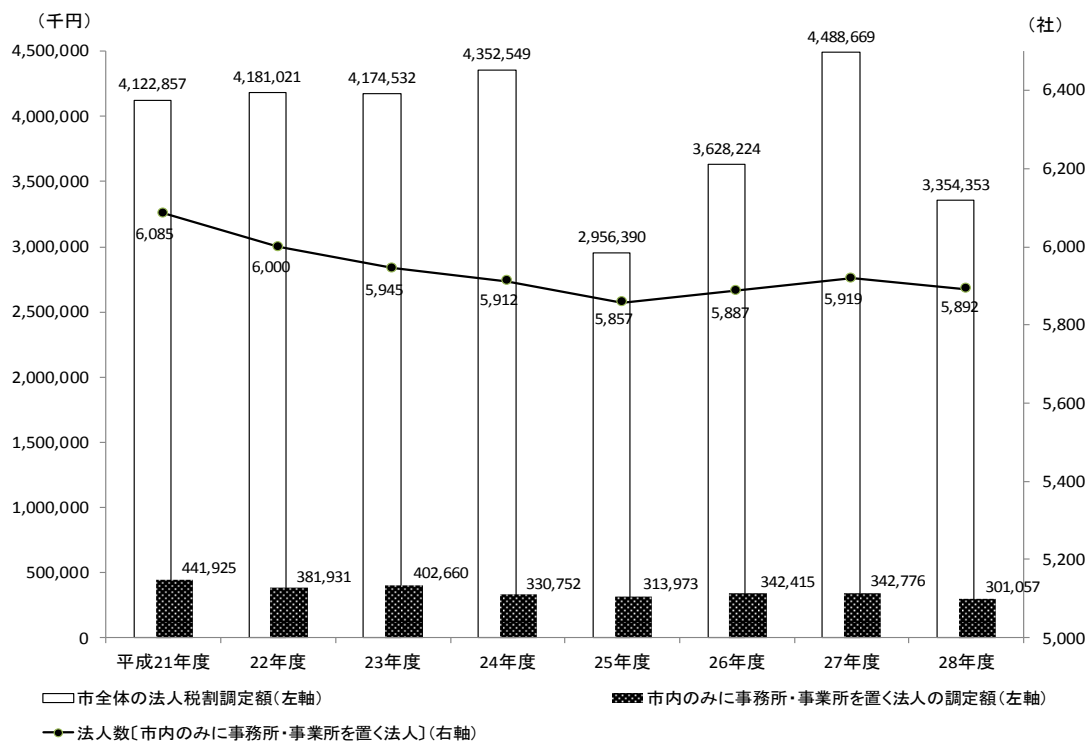
3 課税状況からみた横須賀市の現状

(1) 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移

図表 23 は、平成 21 年度から 28 年度までの市内のみに事務所・事業所を置く法人市民税の納税義務者数及び法人税割調定額の推移を示したものです。納税義務者数は減少傾向が続き、平成 23 年度以降、6,000 社を割り込み、直近の平成 28 年度は 5,892 社となっています。

次に、法人市民税の法人税割調定額をみると、市全体の額は増減を繰り返しながら推移しており、直近の平成 28 年度は、前年度より約 11 億円減の 33.5 億円となりました。一方、市内のみに事務所・事業所を置く法人については、平成 21 年度は 4.4 億円でしたが、24 年度以降は 3.0～3.5 億円台の間で推移しています。

図表 23 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移



「財政部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【法人市民税】

市内に事務所、事業所または寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納める税金です。法人市民税の多寡は、過去 1 年間の企業活動の結果が反映されることとなります。最終的に税額が確定するのは、事業年度の終了後になることから、一般的には景気に対して遅れて反応すると捉えられています。内閣府の景気動向指標のなかでは遅行系列に属します。

【調定額】

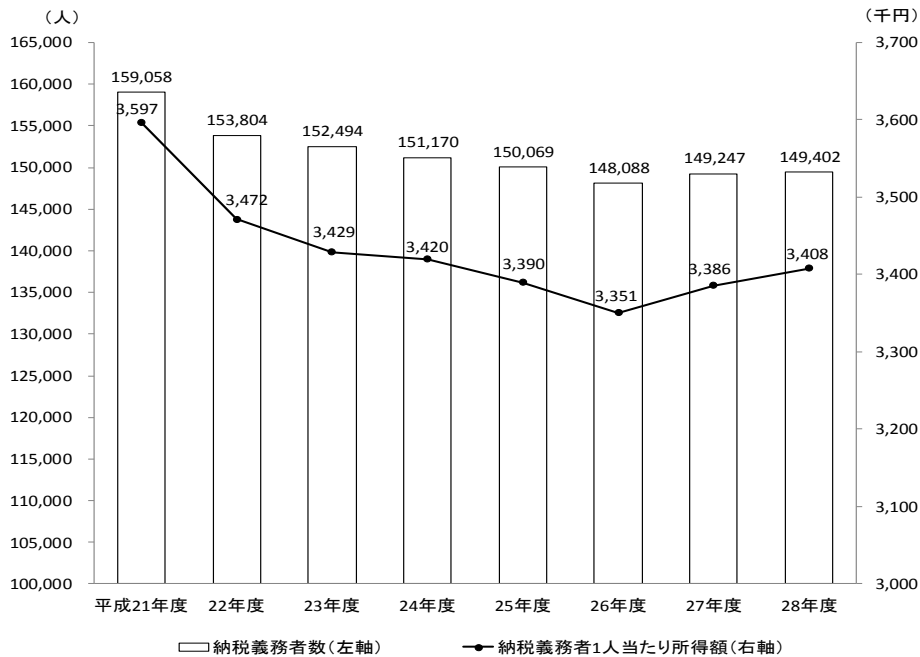
調定とは歳入を徴収しようとする場合に、内容を調査し、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為で、それにもとづき賦課が決定された額を調定額といいます。

(2) 個人市民税納税義務者数及び1人当たり所得額の推移

図表 24 は、平成 21 年度から 28 年度までの、個人市民税の納税義務者（給与所得者、営業等所得者）数及び1人当たり所得額の推移を示したものです。

納税義務者数は、平成 26 年度まで右肩下りの傾向が続き、直近の平成 28 年度は 21 年度に比べて約 10,000 人減少の 149,402 人となっています。また、納税義務者 1 人当たりの所得額も減少が続き、平成 21 年度と 28 年度の比較では、約 18 万 9 千円の減になっています。ただし、どちらも平成 27 年度から増加に転じており、やや回復傾向がみられます。

図表 24 個人市民税納税義務者数及び1人当たり所得額の推移



「財政部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【個人市民税】

個人の市民税は、市内に住所があり、前年に所得があった人に課税されます。市民税の税額は、前年1年間の所得金額に応じて課税される所得割と、一定の所得があれば定額で課税される均等割との合計金額です。

【納税義務者（市・県民税を納める人）】

個人の市民税は、その年の1月1日に住所が市内にあり、前年に所得があった人に課税されます。また、住所がなくても市内に家や事務所・事業所がある場合は、均等割が課税されます。

市内に住所のある人・・・・・・・・・・・・・・ 均等割と所得割がかかります。

市内に住所はないが、家や事務所・事業所
を持っている人・・・・・・・・・・・・・・ 均等割はかかりますが、所得割はかかりません。

【納税義務者（給与所得者、営業等所得者）1人当たり所得額】

(給与所得者総所得金額+営業等所得者総所得金額) / (給与所得者+営業等所得者)

※農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得などを除いて算出している。

4 主な中小企業関連施策の実施状況

(1) 横須賀市中小企業制度融資

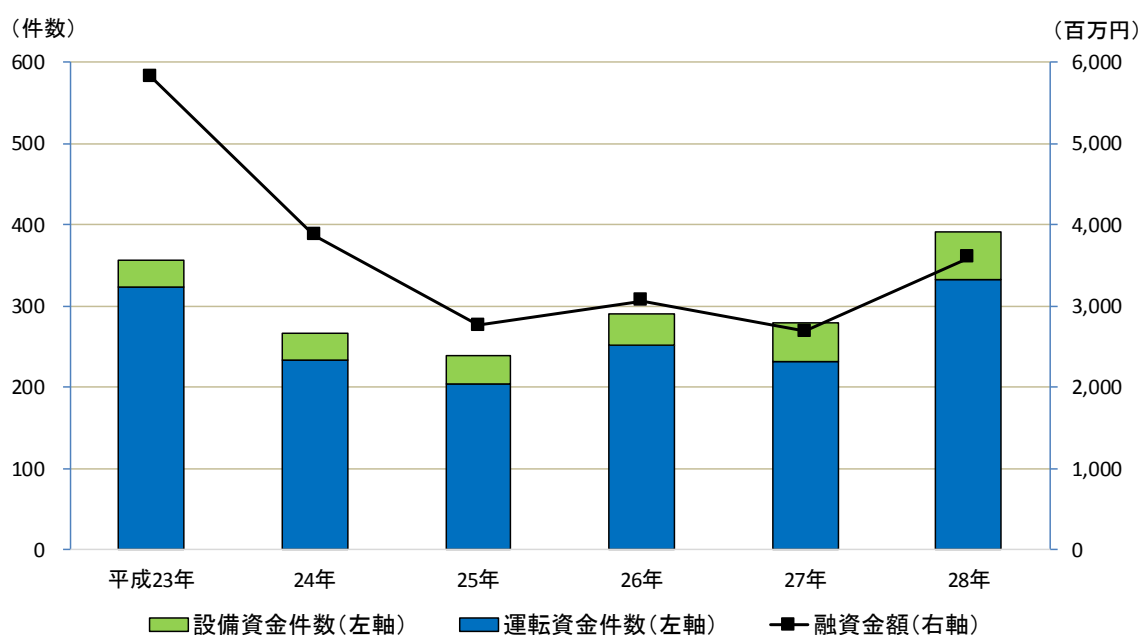
図表 25 は、横須賀市中小企業制度融資の資金使途別の融資件数及び融資金額の推移を示したものです。

資金使途としては、「運転資金」が大半を占めていて、設備投資よりも企業の日常的な事業活動に資金需要があることがわかります。また、融資件数及び融資金額の合計は、平成 23 年度から減少していましたが、平成 25 年度を境に増減を繰り返して、市内事業者には一定の資金需要が継続してあると考えられます。

図表 25 横須賀市中小企業制度融資 融資件数及び金額の推移

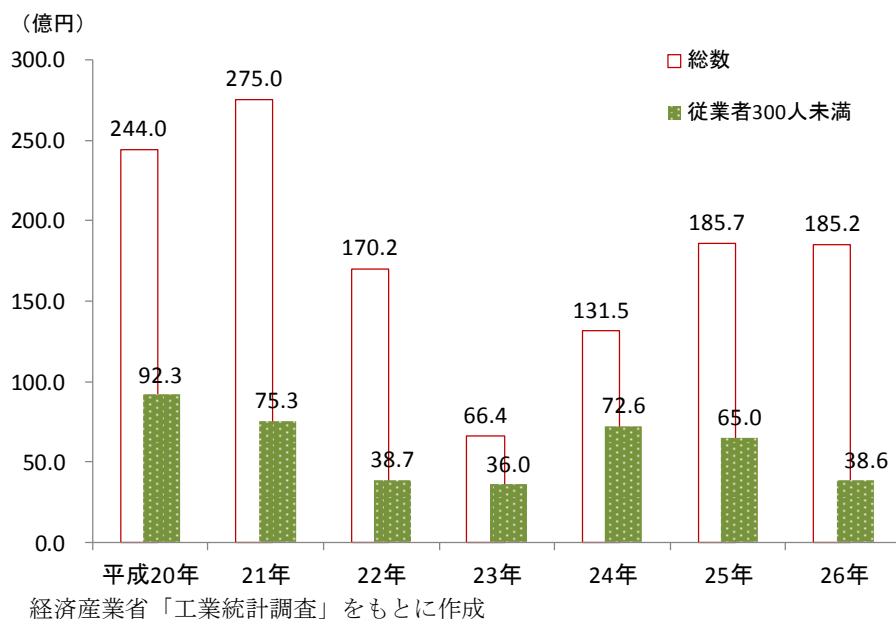
金額単位：千円

資金使途 年度	運転資金			設備資金			合計	
	件数	構成比	金額	件数	構成比	金額	件数	金額
平成23年	324	91.0%	5,515,850	32	9.0%	303,600	356	5,819,450
24年	234	87.6%	3,514,280	33	12.4%	357,000	267	3,871,280
25年	204	85.4%	2,420,300	35	14.6%	342,310	239	2,762,610
26年	251	86.6%	2,694,000	39	13.4%	373,550	290	3,067,550
27年	231	82.8%	2,280,850	48	17.2%	409,820	279	2,690,670
28年	333	84.9%	3,104,850	59	15.1%	496,090	392	3,600,940
合計	1,577	86.5%	19,530,130	246	13.5%	2,282,370	1,823	21,812,500



「経済部資料」をもとに作成

図表 26 有形固定資産投資総額の推移



参考

-有形固定資産投資総額-

図表 26 は、製造業者（従業者 30 人以上）が土地や建物、製造設備等に投資した額を示しています。平成 20 年度のリーマンショック以降、投資額は回復していません。

(2) 工業振興（「ものづくり技術開発促進事業補助金」の活用実績）

図表 27 は、平成 23 年度から 28 年度までの補助金の活用実績を示したものです。平成 23 年度からの 6 年間で 12 件あり、約 1,700 万円の補助金を支出しています。

図表 27 ものづくり技術開発促進事業補助金の活用実績

年度	件数	補助金額（円）
		平成23年
24年	2	4,000,000
25年	1	1,739,000
26年	2	2,600,000
27年	2	3,500,000
28年	2	2,470,000
合計	12	17,062,000

「経済部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【ものづくり技術開発促進事業補助金】

ものづくり産業の競争力強化を図るため、新製品・新技術の研究開発や新分野への進出など、自ら技術の高度化・高付加価値化を図る取組みのための経費の一部を助成する制度です。

対象は、工業系地域（工業専用地域、工業地域）、地区計画に定める工業地区、指定産業地域で操業する製造業の中小企業者です。補助金額は対象となる経費の 50%以内で、200 万円を限度としています。対象となる経費は、①原材料または副材料の購入②機械装置の購入または借入③外注加工に要する経費④技術指導および調査に要する経費で、幅広い活用が可能です。

(3) 創業支援の状況

スタートアップオーディション（平成 25 年度までビジネスオーディション）応募件数の推移

地域経済の活性化や雇用の創出を図ることを目的に創業者や中小企業者から独創的なビジネスプランを公募し、入賞者には奨励金を交付する「スタートアップオーディション」を実施しています。

これまでの応募件数の推移は図表 28 のとおりで、平成 19 年からの 10 年間で、118 件の応募があり、その内、56 件が入賞しています。

図表 28 スタートアップオーディション応募件数の推移

年度	応募件数（全体）と入賞者				
		創業部門応募数	経営改善部門応募数		
			入賞数		入賞数
平成19年	10	10	5	—	—
20年	8	8	5		
21年	16	11	5	5	4
22年	14	4	3	10	5
23年	12	11	5	1	0
24年	14	9	5	5	2
25年	12	7	3	5	2
26年	10	7	1	3	3
計	96	67	32	29	16

年度	応募件数	入賞数
27年	14	5
28年	8	3
計	22	8

「経済部資料」をもとに作成

※平成 27 年度から「創業部門」「経営改善部門」の 2 部門制を廃止し、また、平成 28 年度からは応募対象を ICT 分野のビジネスプランに限定した。

データ・用語等の解説

【スタートアップオーディションの応募資格等（平成 28 年度）】

対象等	奨励金額
<ul style="list-style-type: none"> 市内で起業し、ICT 分野の新事業に市内で取り組む者 市内既成事業者で、ICT 分野の新事業に市内で取り組む者 市外事業者で、I・U ターン等により市内進出し、ICT 分野の新事業に市内で取り組む者 	大賞：100 万円 入賞：30 万円

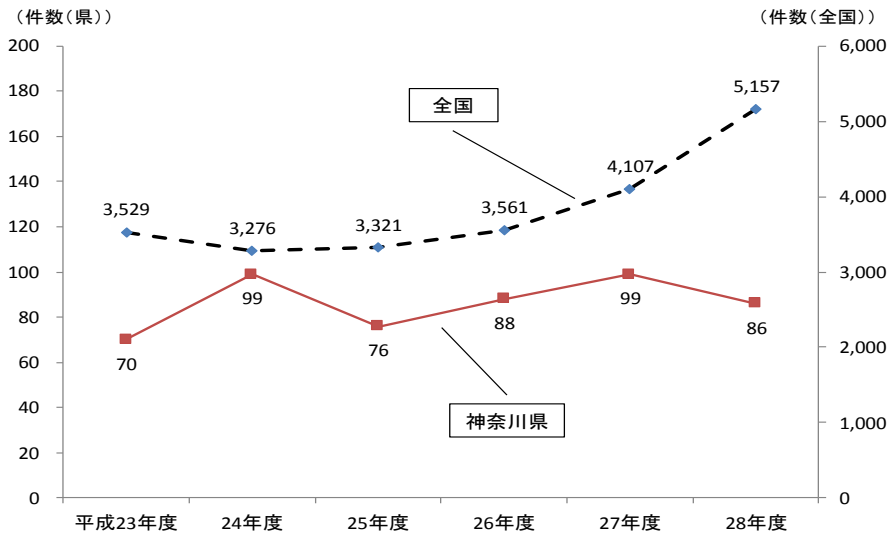
(4) 経営革新の状況（中小企業庁 経営革新支援事業）

新商品の開発、新たな生産方式の導入など、新たな事業活動に取り組む中小企業が、「中小企業等経営強化法」に基づき「経営革新計画」を作成し、県知事の承認を受けると、計画期間中、政府系金融機関による低利融資や信用保証の特例など幅広い支援措置を利用することが可能となります。

図表 29 は、全国及び神奈川県内の計画承認件数の推移です。県内中小企業の承認件数は増減を繰り返しており、直近の平成 28 年度は全国の件数が大きく増加する一方、県は減少しました。

図表 30 は、平成 23 年度から 28 年度における神奈川県内の市町における承認件数で、市内企業の承認件数は 13 件、全体の構成比は 2.5%と低く、これを平成 26 年の経済センサス基礎調査における各市町の民営事業所数と比較してみると、承認件数割合（承認企業数/民営事業所数）は 0.10%となり、県内市町の中で低い値になっています。

図表 29 「経営革新計画」承認件数の推移（全国・神奈川県）



中小企業庁 H P 「経営革新計画承認件数」をもとに作成

図表 30 県内自治体別の「経営革新計画」承認件数等

市町等	承認件数 (平成23年～28年度)		民営事業所数に占める 承認件数の割合 (%)
	承認件数	構成比 (%)	
神奈川県	518	100.0	0.17
横浜市	219	42.3	0.18
川崎市	56	10.8	0.13
相模原市	51	9.8	0.22
厚木市	21	4.1	0.21
小田原市	20	3.9	0.25
大和市	19	3.7	0.24
藤沢市	16	3.1	0.12
平塚市	14	2.7	0.14
横須賀市	13	2.5	0.10
その他の市町	89	17.2	—

神奈川県 H P 「経営革新計画承認企業のご案内」をもとに作成

データ・用語等の解説

【経営革新】

「中小企業等経営強化法」では、経営革新を、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。

【経営革新支援事業（中小企業庁）】

対象は、新商品の開発又は生産、新たな生産方式の導入など、新たな事業活動に取り組む中小企業で、業種による制約条件はありません。計画の申請先は県で、各地の商工会議所等が事前の相談窓口になり、承認の要件確認や申請書の作成方法などについて相談に応じています。

第3章 中小企業の景況感と声

横須賀市中小企業景況レポート

横須賀市では、「中小企業振興基本条例」に基づき、市内に本店を置くかながわ信用金庫、湘南信用金庫と協力し、市内の中小企業を対象に景況調査を実施しています。

(1) 景況感 (DI 値)

現在（平成 29 年 10 月～12 月）の全産業の景況感 は 11 ポイントで、調査の基準では「やや良い」という判断になります。前計画策定時（平成 24 年 10 月～12 月）の▲18 ポイントと比べ、29 ポイントも大幅に改善しました。これを業種別でも、すべての業種で改善し、プラスとなりました。

なお、次期の見通し（平成 30 年 1 月～3 月）については、製造業と不動産業で大幅な改善が見込まれていますが、卸・小売業、サービス業は悪化が予想されます。

図表 31 横須賀市中小企業景況調査結果（景況感）

（単位：ポイント）

	DI 値（前計画策定時） 24. 10～12	DI 値（現在） 29. 10～12	DI 値（次期見通し） 30. 1～3
全産業	▲ 18	11	12
製造業	▲ 21	3	25
建設業	10	26	26
卸・小売業	▲ 31	2	▲ 11
不動産業	▲ 26	14	30
サービス業	▲ 21	12	5

データ・用語等の解説

【景況感 (DI 値)】

「現在の景況感」「次期の景況感（3 か月後の見通し）」について、「良い」「変わらず」「悪い」それぞれの回答の構成比を求め、次に、「良い」の回答構成比（%）から「悪い」の回答構成比（%）を差し引いて算出した結果です。

横須賀市景況調査における景況感の判断基準

15 ポイント以上「良い」、6～14 ポイント「やや良い」、▲5～5 ポイント「変わらない」、▲6～▲14 ポイント「やや悪い」、▲15 ポイント以下「悪い」

(2) 市に求められている施策

図表 32 は、「市に力を入れてほしい施策」について回答をまとめたものです。

全業種通した集計（上位 10 位）と業種ごとの集計（上位 5 位）を行い、事業者の声も併せて掲載してあります。

調査対象は、「景況レポート第 20 号特別調査」126 社および「市内中小企業振興施策に関するアンケート」92 社、計 218 社の市内中小企業です。

対象とした施策は、平成 29 年度に実施していない事業も含まれます。

図表 32 「市に求められている施策」

【全業種】

「中小企業制度融資」「利子補給」「信用保証料補助金」といった金融支援策が上位を占めました。

「企業 P R 補助金」「異業種交流会の実施」「ビジネスマッチングの場の提供」といった、取り引き拡大による事業発展の後押しも上位になりました。

(複数回答可 n=1,040)

順位	施策	選択率
1	中小企業制度融資	9.0%
2	利子補給	7.6%
3	信用保証料補助金	7.0%
4	企業 P R 補助金	6.4%
5	経営改善セミナーの開催	5.8%
6	事業承継セミナーの開催	5.4%
7	異業種交流会の実施	5.0%
8	ビジネスマッチングの場の提供	4.7%
9	市内向け販路拡大支援	4.5%
10	市外向け販路拡大支援	4.4%

【製造業】

他の業種と違い、金融支援策よりも新製品開発や生産に関する支援が上位となりました。
事業承継にも高い関心が寄せられています。

(複数回答可 n=177)

順位	施策	選択率
1	新製品生産に伴う設備投資補助金	7.3%
2	新製品・新技術の研究開発費等の補助金	6.8%
	ビジネスマッチングの場の提供	
4	中小企業制度融資	6.2%
5	信用保証料補助金	5.7%
	企業PR補助金	
	事業承継セミナーの開催	

事業者の声

- ・融資により資金も確保でき、今後も社長の人柄と高い技術力で売上げ増加が見込まれる。
- ・仕事の量は増えたが、検査水準が上がったためにコスト増になり、収益の確保が難しい。
- ・もともと小口の受注を多く手掛けているので、大きな変動はない。
- ・年度内の納品希望が多いが、残業抑制との兼ね合いで、現状の対応が限界である。
- ・まとまった受注が見込めない状況が続いている。
- ・同業他社との競合等で価格を下げざるを得ないことが、収益悪化の原因である。
- ・大手企業の業況回復により受注増加基調を維持しているが、利益確保については、厳しい状況を余儀なくされている。
- ・全体的な受注量が低下していて、海外に押され発注元が受注確保できない状況が懸念される。
- ・オリンピック特需が廻ってきており、製造業から建設業にシフトしている。
- ・2020年の東京オリンピックまでは、土木・建機業界が好調に推移すると予測されるので、受注は好調を維持すると期待している。
- ・受注の変動が大きいので、安定した受注が確保できるように営業活動をしていく。
- ・部門別採算管理を徹底しており、製造費用見直しにも取り組み、更なる利益計上を目指している。
- ・前期は外注費比率が悪化した影響で売上総利益率は減少したが、今期は採算管理を徹底することで利益拡大を図る。
- ・受注量に波があるため安定した確保が課題。増加していくようであればパートを募集する予定。
- ・昨年同様、大口納入先の人員減少に伴い受注量が減少した。納入先工場の人員の増減に売上げが左右すると状況が続いている。
- ・会社の知名度が上がって、仕事の問い合わせが増えている。長期的な受注増が見込まれるため、積極的な設備投資を考えている。
- ・既存先からの受注に増減は無いが、課題である新規取引先についてはほとんど増えていない。
- ・今後1年間の受注は好調を見込めるが、その先は不透明なので、新規受注を開拓した。

【建設業】

全業種で見られた傾向とほぼ同じく、金融支援策などが上位にきましたが、建設業の特色として、官公庁からの受注における手続きの簡素化を求める声が多くありました。

(複数回答可 n=246)

順位	施策	選択率
1	中小企業制度融資	10.6%
2	利子補給	8.9%
3	信用保証料補助金	7.7%
4	企業PR補助金	6.5%
5	官公需施策の推進(手続きの簡素化など)	5.7%
	経営改善セミナーの開催	

事業者の声

- ・ 個人宅の住宅リフォーム工事を中心に受注確保しているが、材料費・人件費の高騰は否めない。
- ・ 新築物件に対する売上げ割合は減少しているが、リフォーム物件に対する売上げ・張替え等は上昇傾向にある。
- ・ 既存取引先の大手企業の受注は安定して確保できているが、金額の大きい案件が少ない。
- ・ 大手より2割以上安価で建築しており、受注は安定している。
- ・ 新築住宅工事を中心に受注は確保しているが、今年から公共防音工事に取り組むようになり、売上げ増加とともに利益率も上がっている。
- ・ 横須賀の中小のハウスメーカーに東京五輪の特需は感じられない。
- ・ 家を建てるというより商品を買うイメージが強いため、購入者はハウスメーカーに流れている。
- ・ 市からの発注状況は例年並みであるが、入札価格での受注は厳しく、売上げ減少になっているため、公共事業より民間からの受注割合の増加を図る方針である。
- ・ 工事単価が下がり利益が圧縮されるなかで、積算管理を徹底し、利益確保に取り組んでいる。
- ・ 受注確保すべくチラシ配布や家屋老朽化先へ直接アプローチしていく。
- ・ 人件費及び材料費の高騰は否めず、今後更なる採算を勘案した受注が課題となる。
- ・ 人手不足の課題を抱えている。仕事を委託する傾向があり、人員確保に努めながら自社工事の比率を高め、利益確保に努めていく方針である。
- ・ 従業員の確保とそれに伴う人件費の増加に備えた手元資金を確保することが課題となっている。
- ・ 都内に案件が集中している。また、建設労働者の高齢化などにより人手不足・人材不足が深刻な問題となっている。
- ・ 地元の若く有能な建築士が、ハウスメーカーに転職していく現状は寂しく思う。
- ・ 主要取引先から受注はあるが、人手不足で断っている状況である。人員を確保できれば売上げ増加が期待できる。
- ・ マンションの大規模修繕工事が多く工期も長いため、人員を多く必要とし、人員確保が困難になりつつある。来年から外国人労働者の手配も考えている。
- ・ 若手の建築士を育てるには10年ほどかかるが、受注が少なくても中小企業で育てるのは難しい。

【卸・小売業】

金融支援策が高い支持を受けましたが、それを上回り、企業PR補助金がもっとも上位となりました。

(複数回答可 n=250)

順位	施策	選択率
1	企業PR補助金	8.4%
2	利子補給	8.0%
3	信用保証料補助金	7.6%
4	中小企業制度融資	7.2%
5	経営改善セミナーの開催	5.6%
	事業承継セミナーの開催	

事業者の声

- ・ 人員増加による販路拡大が順調で、売り上げが増加している。
- ・ 近隣固定客を中心に、アフターサービス等で大型店との差別化を図ってきたが、大型店との価格差により年々売上げが減少してきた。
- ・ 近隣のスーパーが低価格路線を推し進めており、売上げは下降傾向にある。
- ・ 個人客の売上が伸び悩んでおり、客1人当たりの単価の減少が顕著である。
- ・ 価格帯が高めの商品の動きが悪くなっている。
- ・ 近隣地区の人口減少に加え、若者だけでなく高齢者の家庭においても、既製品を買って食卓を済ませていることから、店頭での売り上げはここ数年下降傾向にある。
- ・ 買い物をすることが「面倒」と感じる消費者が増えていることも事実で、小売業は、今後さらに厳しい状況になると思っている。
- ・ 食品、酒類に関して、高齢者に対する店頭販売、配達が主となっており、若者はコンビニで買ってしまうため利用者が少ない。
- ・ 宅配便の運賃値上げによって、物販業が影響を受けられる。
- ・ 消費者は商品性よりも価格面で動く傾向が更に強くなっている。
- ・ 高額商品の販売低下により平均販売単価は低下したが、低価格商品が増加したことにより売上げは増加した。
- ・ 旧来の激安店や、メーカーのネット販売で、競争が激化しているが、祭事・イベントにより売上げを維持している。
- ・ 年金生活者が多く、消費が減っていて営業上対策を考えなければならない。
- ・ 定期的なアフターフォローと丁寧かつスピーディな対応を心がけ、顧客流出を防ぐことに力を入れていく。
- ・ 仕入価格の変動をいかに売価に転嫁できるかが問題点である。
- ・ 売上アップを望めない状況下でも利益を確保すべく、在庫管理・仕入れ管理を徹底したい。
- ・ 店頭販売を補うべく、配達業務にも力を注いでいる。
- ・ 幅広い顧客層で売上げは維持できている。今後は後継者不足が問題となる。

【不動産業】

金融支援策が上位にきましたが、異業種との交流の機会を求める声も、多く寄せられました。事業承継セミナーの開催も希望されています。

(複数回答可 n=74)

順位	施策	選択率
1	中小企業制度融資	9.5%
2	異業種交流会の実施	8.1%
3	信用保証料補助金	6.8%
	利子補給	
	事業承継セミナーの開催	

事業者の声

- ・市外鉄道沿線が好調。市内の物件ではリフォーム案件が実績を上げている。
- ・主業のベース向け賃貸部門は、独自のノウハウもあり、堅調に推移している。
- ・テナントが空いたが、同じ賃貸料では入居希望者が集まらない。
- ・横須賀市内を中心に在庫確保に奔走しているが、良好な物件が見つからない。
- ・賃料を下げても、駅近（徒歩5分以内）でないと、テナント契約に至らない。
- ・新しい商業施設が出来ても、賃料が高く空きが目立っている。
- ・他の不動産業者も横須賀に入ってきているため、思うような仕入ができていない。
- ・商品仕入が思うように進まず、物件の高騰が目立つ。
- ・空いたテナントが埋まりにくい。大手企業にテナント誘致をするが、駅前ではないと集客の見込みが低いと言われてしまう。地元企業へのテナント誘致は、資金力が低いと敷金・賃料を下げないと借り手がない。
- ・自社プロジェクトで更なる増収増益を目指す方針だが、大規模なプロジェクトの販売には、時間を要するため、しばらくは前年並みの推移を見込んでいる。
- ・社有物件の売れ行きは良いが、今後の仕入物件が少ないのでエリアを広げて検討したい。
- ・小規模な自社プロジェクトを数多く行うことで増収・増益を見込んでいる。
- ・不動産管理・仲介を主業としているが、不動産販売も手掛け大幅な売上増となる。今後も効率よく販売を続け、年間数戸を手掛けていく方針。
- ・在庫が不足しており、仕入れ強化が当面の課題である。
- ・現在、大規模プロジェクトに着手していることから、今後も更なる増収・増益を見込む。

【サービス業】

他業種と同様、金融支援策は広く求められています。

他業種に比較して、ビジネスマッチングの場の提供も強く希望されています。

(複数回答可 n=277)

順位	施策	選択率
1	中小企業制度融資	10.8%
2	利子補給	9.0%
3	経営改善セミナーの開催	7.2%
4	信用保証料補助金	6.9%
5	ビジネスマッチングの場の提供	6.5%

事業者の声

- ・固定客が高齢なこともあり、来店頻度が減っていることも、減少要因となっている。若年・中年層の取り組みが課題である。
- ・同じ仕事でも、横浜の企業と比べ横須賀の企業では、受注価格が低くなっている。横浜の企業と同程度の価格を提示しても、受注価格を下げられてしまっている。
- ・天候不順が続いたため、タクシー利用客が増加した。年末シーズンは、遠距離の利用者が減少していることから売上げ増加は期待できない。
- ・低価格を売りにする大手チェーン店との価格競争を避けるためにも、技術力を売りにしている。今後も、熟練パートを中心とした体制を継続する方針である。
- ・大手企業の参入や人口減少もあり、売上げは減少しているが、地縁・人縁を生かした活動をしながら顧客との繋がりを強めている。
- ・当社は業歴が長く、安定した顧客基盤を持っている。新しい技術を取り入れながら、現状維持と新規顧客獲得を引き続き図る。
- ・ホームページを見た宿泊客も多少増加傾向となっている。今後もホームページの更新、市の観光課等への取り組みに力を入れ、売上増加を図っていく。
- ・固定客は安定しているが新規顧客獲得に苦戦している。採算性の低い店舗の営業権を売却し、新店舗を異なるエリアに開店することも視野に入れた営業展開を検討していく。
- ・人員確保及び稼働率アップを課題とし、解決に取り組んでいく。
- ・乗務員の高齢化が進み1台当たりの稼働率の低下が課題となっている。人員増加等の改善策を検討している。
- ・新規雇用を考えているが、大手と比べて賃金格差があるため、新規採用の募集をしても希望者が集まらない。
- ・受注は堅調だが、運送業は労働環境が厳しいとのイメージがあり、中途採用を募集しても応募が少ないので、残業で対応している。
- ・大手に人材を取られているためか、数年前まで数件あった会社訪問や面接が、近年著しく減少している。人材確保の面で、大手と違いPR不足は否めない。

第4章 中小企業を取り巻く課題

第2章の統計データや中小企業関連施策の実施状況、第3章の中小企業の景況感と事業者の声などから、現状の課題を整理しました。

課題1 需要の低迷と競争の激化に対する課題

事業者からは、人口の減少・高齢化、年金生活者の増加などによる売り上げの減少や大型店・チェーン店・インターネット販売事業者などとの競争に晒されているといった声が寄せられました。また、それに伴い販売単価の減少や仕入れ価格、賃金などの上昇を売価に転嫁しにくいなどの声も寄せられました。市場環境が変化する中で適切な対応ができず、利益確保に苦労している現状がうかがえます。

統計データからも人口の高齢化や年間商品販売額の減少、新設住宅着工件数の横ばいなどが示されており、安価な商品を主とした商業活動が見て取れます。市民が市外に買い物に行く傾向も見て取れ、市民の買い物ニーズとのアンマッチも懸念されます。また、預金額が増加していることも将来への不安から消費活動を抑制しているものと思われます。本市の産業構造において、建設業や個人向けのサービス事業者の構成比が国・県と比較して高い（特化係数が1.0超）ことも競争の激化を裏付けています。

このような厳しい状況の中、競争力を維持・強化していくためにも、時代の変化に対応した魅力的で付加価値の高い商品やサービスの開発に対する支援のほか、地域資源の活用や企業間の連携による新たな市場開拓・販路の拡大などの支援を行っていく必要があります。

課題2 経営環境に対する課題

多くの事業者から市に望む施策として、制度融資の継続及びそれに伴う信用保証料の補助などの金融支援が挙げられました。また、受注の安定確保を求める声も多く、市内事業者は受注の不安定の中、経営安定のための資金繰りに苦労している実態が垣間見えます。

施策の活用状況においても制度融資の利用の多くは運転資金に回され、設備投資などの前向きな融資の利用は増えていません。当面の資金繰りに追われ、既存設備の老朽化やそれに伴う生産性の低下、競争力の喪失などが懸念されます。

引き続き企業の経営安定と設備の近代化などに必要な資金の円滑な調達を支援していく必要があります。また、それ以外にも保有する企業資産や情報通信技術の活用による経営の効率化の推進、経営課題を抱えている事業者に対する相談体制の充実など各種支援機関・専門家と連携した取り組みを図る必要があります。

課題3 人に対する課題

事業者からは、従業員の人手不足や高齢化、経験不足への懸念などの声が寄せられました。特に人手不足は大企業に比べると知名度や待遇などの面で不利な状況に置かれ、深刻な経営課題となっています。また、経営者の高齢化が進む中、後継者が決まっている企業は約半数にとどまっており、事業の将来性や後継者の確保・育成に不安を抱えている事業者が多いことがわかりました。

統計データからも人口の高齢化と働き手の中心となる生産年齢人口の減少が進行しているのに加え、昨今の景気回復基調に伴う新規求人数や有効求人倍率の上昇により、人材獲得競争がより激化していることが示されています。また、廃業率も上昇しており、経営者の高齢化と後継者不足により事業の継続が困難な状況となっていることがうかがえます。

従業員の人手不足・経験不足の解消に向けては、市内中小企業と求職者とのマッチング支援や主婦層・シニア層などの潜在的な労働力の活用、また外国人労働力の導入、従業員のスキルアップなど企業と求職者の双方から支援していく必要があります。

また、意欲ある企業の廃業を抑制し、企業が持つ優れた技術やノウハウを円滑に継承させるためにも、早い段階から事業承継の対策意識を持ち、準備を進められるよう、経営者への意識喚起と専門機関と連携した支援体制の整備が求められます。

課題4 地域経済の持続的な発展に対する課題

事業者の内、特に製造業者においては、新製品開発や生産に関する支援を求める声が多く寄せられました。また、ビジネスマッチングを望む声もあり、産学官や企業間の連携促進などにより経営の拡大と新分野に挑戦しやすい環境を整備することが求められていると感じます。

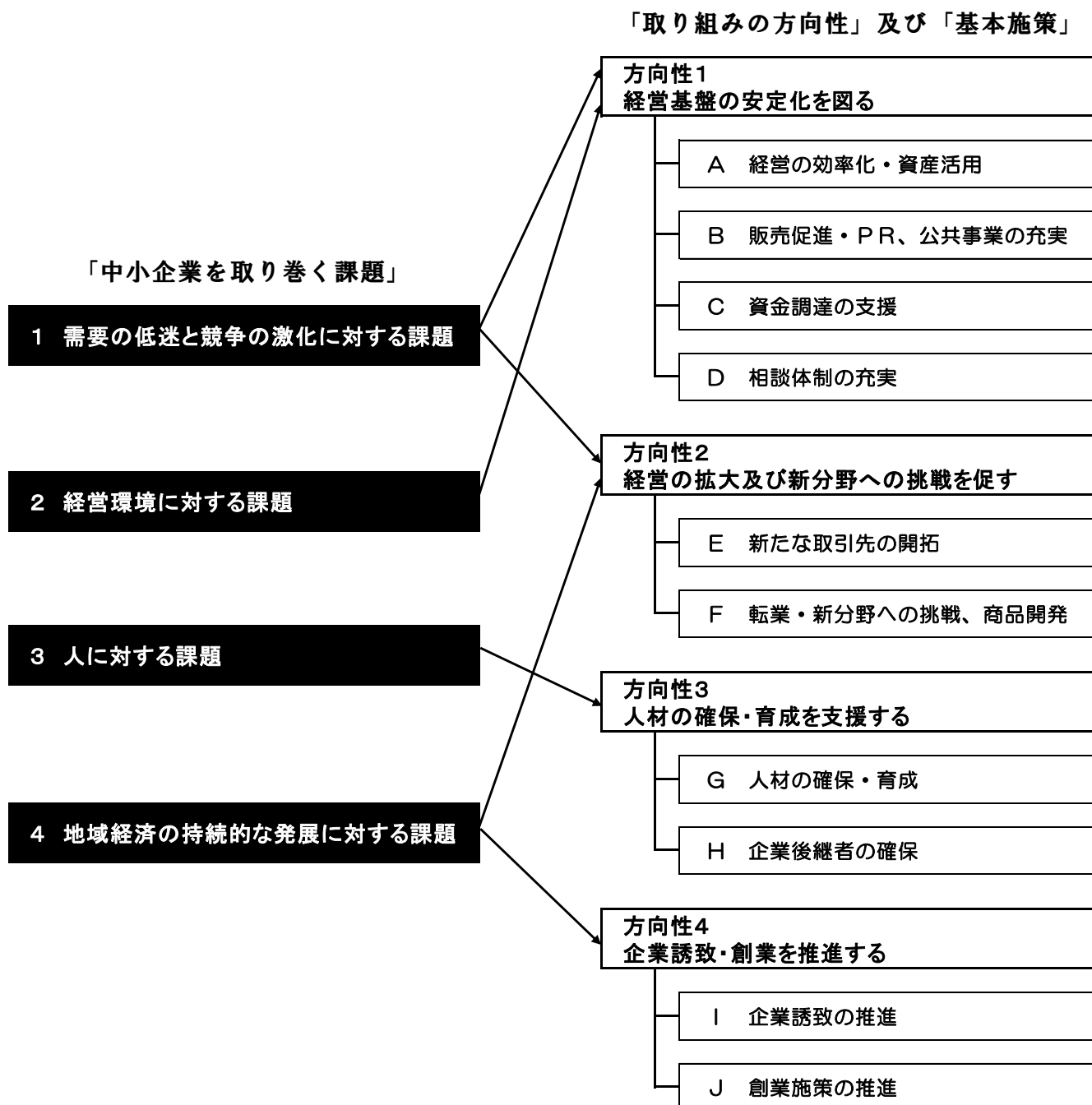
全体の制度融資の利用状況からは、設備資金を用途とした融資の利用は伸び悩み、スタートアップや技術開発、経営革新に係る補助制度等の利用も増えていない状況です。意欲はあっても将来不安などから躊躇している状況がみられます。

統計データからは、ほとんどの業種で事業所数及び従業者数が減少しており、人口の減少・高齢化と併せて地域経済の停滞が懸念されます。開業率については、平成21年-24年の2.0%から直近の平成24年-26年は6.3%と回復した一方で、廃業率は6.4%から7.5%に悪化し、依然として廃業率が開業率を上回る状況が続いています。

引き続き域外から企業の進出や投資を積極的に呼び込むことと、創業者の掘り起しから創業の実現までの一貫した支援により、事業所の新設を促し、雇用の確保と地域経済の活性化を図る必要があります。

第5章 中小企業の振興に向けた取り組みの方向性と施策

前章までの検証から、現状の課題を可能な限り解消し、中小企業の振興、地域経済の活性化を実現するため、本計画では、取り組みの方向性として、「1 経営基盤の安定化を図る」「2 経営の拡大及び新分野への挑戦を促す」「3 人材の確保・育成を支援する」「4 企業誘致・創業を推進する」の4つを示すとともに、それぞれの方向性を推進するA～Jまでの10の基本施策と重点的に実行する取り組みを策定しました。



方向性1 経営基盤の安定化を図る

1 取り組み方針

企業の経営安定や環境変化に柔軟に対応できるよう、資金の円滑な調達を支援していきます。また、保有する企業資産や情報通信技術の活用による経営の効率化の推進、経営課題を抱えている事業者に対する相談体制の充実など各種支援機関・専門家と連携した取り組みのほか、地域資源の活用や企業間の連携による販売促進・PR強化などの支援を行っていきます。

2 基本施策と計画期間中に重点的に実行する取り組み

A 経営の効率化・資産活用

- ・ICT、IoT、AI等の新技術を説明する機会を設けるなど、積極的な新技術の導入を推進し、労働生産性の向上を支援します。
- ・近年事業化が進んでいる新ビジネス、サービス、隙間産業を紹介する場を設けます。
- ・中小企業の独自技術や製品の優位性を確保するために必要な特許取得を支援します。
- ・中小企業の資産を保持、有効活用するための取り組みを進めます。

B 販売促進・PR、公共事業の充実

- ・中小企業のイメージアップや販売促進を図るため、効果的な広報宣伝の支援策を検討します。
- ・企業や製品を表彰する制度の検討を行います。
- ・地域資源の活用を促進するため、農業、漁業の6次産業化を推進する施策を検討します。
- ・市内事業者と連携を図りながら、豊かな農水産物をPRして、地産地消の推進を進めます。
- ・市内事業者向けに市発注事業を進めるとともに、事務の簡素化に努めます。

C 資金調達の支援

- ・中小企業が必要な資金について、制度融資を継続し、経営の安定化を図ります。
- ・中小企業の新たな資金需要や経済情勢の変化に対応するため、柔軟に制度融資の資金メニューを見直します。
- ・中小企業が資金調達するために必要な信用保証料の負担軽減を図る施策を継続します。

D 相談体制の充実

- ・中小企業の様々な問題に対応するため、行政及び商工会議所、市内金融機関などとの広域的な連携による支援を進めます。
- ・中小企業に関する制度をまとめた分かりやすい冊子や改善実績事例集を作成するなど、企業に有益な情報発信を行います。

方向性2 経営の拡大及び新分野への挑戦を促す

1 取り組み方針

意欲ある企業の競争力を強化し、持続的な発展を支えるため、時代の変化に対応した魅力的で付加価値の高い商品やサービスの開発に対する支援のほか、企業間のマッチングや各種支援機関との連携による新たな取引先の開拓を促進していきます。また、新たな市場や事業に挑戦しやすい環境を整備し、経営の拡大につなげていきます。

2 基本施策と計画期間中に重点的に実行する取り組み

E 新たな取引先の開拓

- ・中小企業がビジネスマッチングする機会を設けます。
- ・シニア世代向けの商品開発セミナーを行い、消費需要を喚起する取り組みを進めます。
- ・「防衛省南関東防衛局」「米海軍横須賀基地」など他の公的機関の発注案件について、市内事業者が受注できる機会を増やす支援策の検討を進めます。

F 転業・新分野への挑戦、商品開発

- ・新分野への挑戦、業態転換など中小企業経営者の経営改善、改革意欲を喚起する取り組みを進めます。
- ・自社の成長を目的とする新たな設備導入や業態転換、事業の不調に伴う転業など、事業者の新陳代謝を促進するため、支援制度の充実を図ります。
- ・地域資源の活用を促進するため、農業、漁業の6次産業化を推進する施策を検討します。(再掲)
- ・市内産業の活性化及び低炭素社会の実現に向け、成長分野とされている電気自動車（EV）の普及を支援します。
- ・ICT、IoT、AI等の新技術を説明する機会を設けることや、近年事業化が進んでいる新ビジネス等を紹介し活用を支援します。
- ・シェアリングビジネス、移動販売など時代に適応したビジネスを紹介し活用を支援します。

方向性3 人材の確保・育成を支援する

1 取り組み方針

人口の減少・高齢化が進む中、安定的に人材の確保と育成を図るため、市内中小企業と求職者とのマッチング支援や主婦層・シニア層などの潜在的な労働力の活用、また外国人労働力の導入、従業員のスキルアップなど企業と求職者の双方から支援していきます。また、意欲ある企業の廃業を抑制し、優れた技術やノウハウを円滑に継承させるためにも、事業承継の対策意識を持ち、準備を進められるよう、経営者への意識喚起と専門機関と連携した支援体制の整備を行います。

2 基本施策と計画期間中に重点的に実行する取り組み

G 人材の確保・育成

- ・中小企業（求人者）及び求職者が利用しやすい求人サイトを管理運営し、円滑な人材確保や就職支援を進めます。
- ・中小企業の求める人材に応じて、市内外で合同就職説明会を開催し、人材の確保を支援します。
- ・従来の働き方に代わる仕組みや、働き続けられる仕組みを検討します。
- ・中小企業の業種に応じて、必要となる資格取得を支援し、人材育成を推進します。
- ・中小企業の外国人労働者の活用を検討します。

H 企業後継者の確保

- ・中小企業が円滑で計画的な事業承継をするための取り組みを進めます。

方向性4 企業誘致・創業を推進する

1 取り組み方針

雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、引き続き域外から企業の進出や投資を積極的に呼び込んでいきます。また、各種支援機関と連携し、創業者の掘り起しから創業の実現までの一貫した支援を行います。

2 基本施策と計画期間中に重点的に実行する取り組み

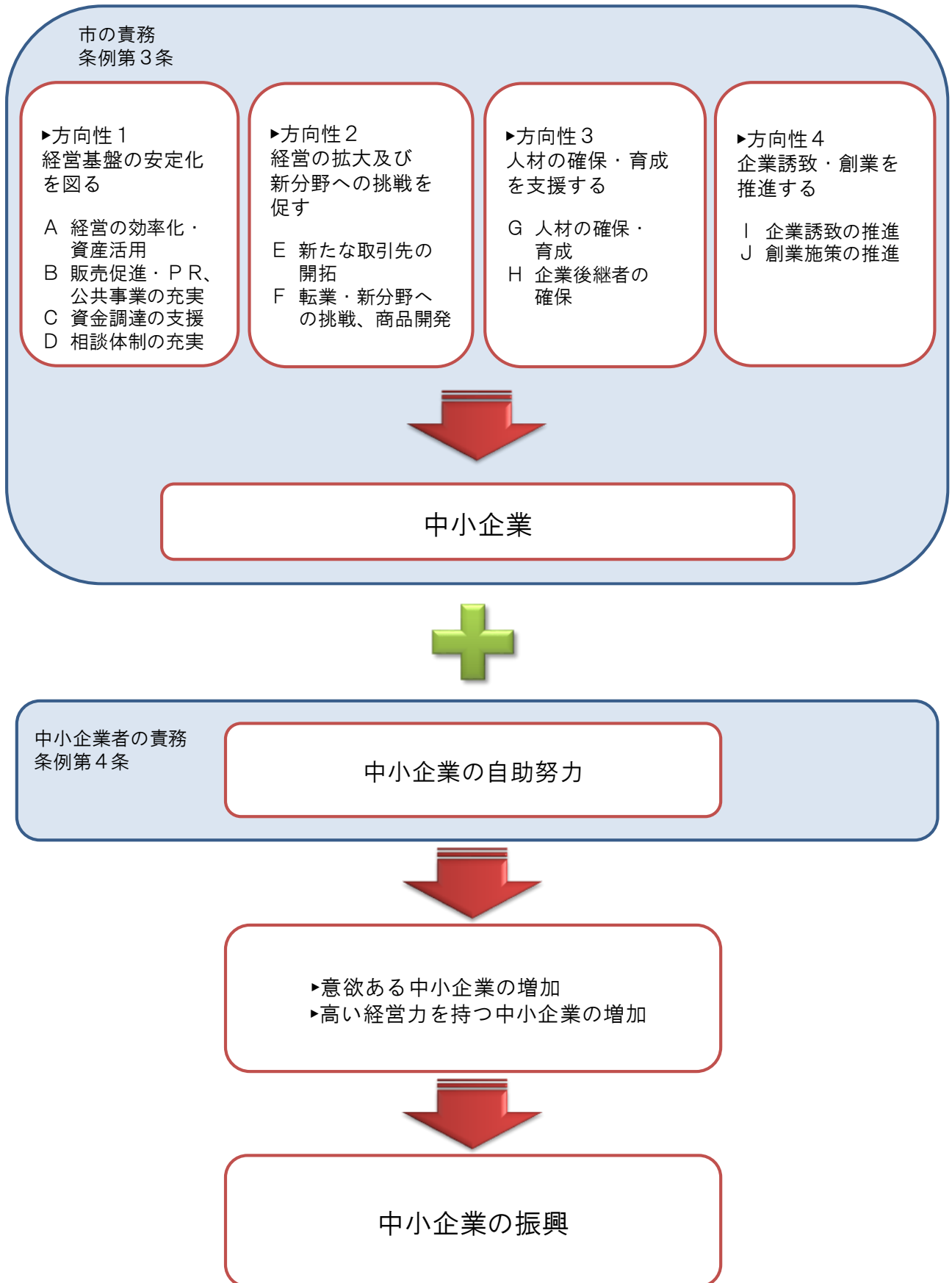
I 企業誘致の推進

- ・新規に立地する企業、既存企業の再投資（事業所の新設）を促進するため、誘致対象業種の拡大、支援制度の充実、見直しを図ります。
- ・新たな産業用地の創出を図ります。
- ・誘致した企業の地域定着を意識したフォローアップの強化、既存企業との連携の場づくりなどネットワーク構築の促進を図ります。

J 創業施策の推進

- ・創業への思い、優れたビジネスアイデアを実現するため、創業セミナー、オーディション等の創業支援策を推進します。
- ・老若男女の創業意欲ある人が模擬体験できる場を提供するとともに、実装段階への支援を行います。

中小企業振興に向けた概念（考え方）図



第6章 計画の目標と進行管理指標

1 計画の目標

本計画の目標は、中小企業の景況感（DI 値）とし、計画期間終了後にそれを向上させることを目指します。

項目	数値	基準年
平成 33 年 4 月～6 月期における、4 年前同期と比較した全産業の景況感（※）	—	平成 29 年 4 月～6 月期

※：毎年 4 月～6 月期において、それぞれ前年同期と比較した景況感も参考として集計する。

2 進行管理指標

各進行管理指標を設定し、毎年その進捗状況を点検し、構成事業の見直し改善等を図っていきます。

なお、その状況については、構成事業の実施状況と併せて毎年市議会に報告します。

	項目	数値		基準年（度）
			単位	
1	卸・小売業の年間商品販売額	43,027,267	万円	平成 26 年
2	製造品出荷額等	47,028,821	万円	平成 26 年
3	ハローワーク横須賀・横浜南の求職者の内、市民の新規就職者数	3,457	人	平成 28 年度
4	納税義務者 1 人当たりの所得額	3,408	千円	平成 28 年度
5	横須賀市中小企業制度融資における資金使途が「設備資金」の融資件数と割合	59	件	平成 28 年度
		15.1	%	

参考資料 横須賀市中小企業振興基本条例

平成23年12月19日

条例第42号

横須賀市中小企業振興基本条例

近年の国境を越えた経済活動の拡大と、それに伴う激化する競争社会の伸展、さらに、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化は非常に厳しく、横須賀の中小企業も同様に極めて厳しい状態が続いている。

市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横須賀の発展に大きく寄与してきた。そして同時に、地域経済の活性化は、企業の利益や所得の増加を生みだし、横須賀市の税収の増加につながり、市民への多様な行政施策を実現できるという好循環を生み出してきた。

横須賀は開港以来、戦前は海軍の街として、戦後は造船及び自動車産業を核に、日本各地から意欲的な人々が集まり、活力ある経済と豊かな地域社会を形成してきた。多くの人々が新しいふるさとを横須賀に求め、競い合い、助け合いながら発展してきた街が横須賀という都市である。

市内経済の継続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠であり、ここに、中小企業政策を市政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者及び大企業者等の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に会社にあつては本店、個人にあつては住所を有するものをいう。

2 この条例において、「大企業者等」とは、中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 前項の場合においては、市は、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第4条 中小企業者は、経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的な取り組みを行うよう努めなければならない。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者等の責務)

- 第5条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。
- 2 大企業者等は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

- 第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。
- (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえたより効果的な施策とすること。
 - (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の受注機会の増大に努めること。
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の参入機会の増大に努めること。
 - (4) 中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組み、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
 - (5) 中小企業者相互及び中小企業者と大企業者等の連携及び協力を促進すること。
 - (6) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
 - (7) 必要な財政上の措置を講ずること。

(議会への報告)

- 第8条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。